

議 事 日 程 第 3 号

令和3年12月7日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 番	成	澤	和	音	議員	
3 番	齋	藤	千	恵	子	議員	4 番	古	山	悠	生	議員
5 番	井	上	由	紀	雄	議員	6 番	小	島		一	議員
7 番	小	久	保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	高	橋	英	夫	議員	1 0 番	高	橋		壽	議員	
1 1 番	堤		郁	雄	議員	1 2 番	関	谷	幸	子	議員	
1 4 番	山	村		明	議員	1 5 番	山	田	富	佐	子	議員
1 6 番	佐	藤	弘	司	議員	1 7 番	太	田	克	典	議員	
1 8 番	我	妻	徳	雄	議員	1 9 番	島	貫	宏	幸	議員	
2 0 番	木	村	芳	浩	議員	2 1 番	相	田	克	平	議員	
2 2 番	工	藤	正	雄	議員	2 3 番	中	村	圭	介	議員	
2 4 番	島	軒	純	一	議員							

欠席議員（1名）

13 番 遠 藤 正 人 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	大河原 真 樹
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	遠 藤 直 樹
市民環境部長	安 部 道 夫	健康福祉部長	山 口 恵美子
産 業 部 長	安 部 晃 市	建 設 部 長	吉 田 晋 平
会 計 管 理 者	小 関 浩	上下水道部長	高 橋 伸 一
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	渡 辺 勅 孝
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	土 田 淳
政策企画課長	伊 藤 昌 明	教 育 長	土 屋 宏
教育管理部長	森 谷 幸 彦	教育指導部長	山 口 玲 子
選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸	選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤 幸 助
代表監査委員	志 賀 秀 樹	監 査 委 員 事 務 局 長	片 桐 茂
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宍 戸 徹 朗

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	三 原 幸 夫	事 務 局 次 長	細 谷 晃
副 主 幹 兼 議事調査主査	渡 部 真 也	総 務 主 査	澁 江 嘉 恵
主 任	曾 根 浩 司		

午前 9時59分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、地域の活性化について外1点、14番山村明議員。

〔14番山村 明議員登壇〕（拍手）

○14番（山村 明議員） おはようございます。

櫻田門の山村明でございます。

今年もあつという間に師走となりました。季節の移ろいは何と早いものでしょう。コロナに振り回された1年でもありました。

オリンピック・パラリンピックは1964年以来、57年ぶりの東京開催となりましたが、多くの種目がコロナ感染対策のために無観客試合となりました。日本の成績はおおむねよかったものの、観客の応援の熱気が選手には伝わらない状態でプレーしなければならず、誠に残念でした。

災害列島日本と言われるように、今年も各地で地震や様々な災害がありました。7月の集中豪雨で、熱海市で土石流が起き、死者・行方不明者27名、8月の九州集中豪雨では死者13名、それから海底火山からの噴出と見られる軽石の漂着、そして最近では12月3日、山梨県、和歌山県で地震が起きたというように災害に次々と襲われ、このところの地震が頻発しているのが私は大変気になるところであります。

コロナで集会は控えるようにとのことで、ほとんどの集会や会議は中止となり、夜のグループで

の飲食や、飲食店は営業をしないように、酒の提供もしないように通達をされ、交通、飲食、宿泊業者をはじめ、多くの会社や店舗で大幅な営業赤字となり、大打撃となっております。この苦境から脱却し、早くコロナ不況前の状態に戻ってもらいたいと願う次第であります。

1990年（平成2年）のデータでは、山形県人口は125万人ありましたが、現在の県人口は106万人台であり、どんどん人口の減少と流出が続いております。この間に20万人も減ってしまいました。都会は過密、地方・田舎は過疎と明暗がはっきりしてまいりました。都会は仕事、働くところがあり、所得も高く、遊ぶところがある。人口は集中し、人、物、金の流通が大きくて早い。地方は、仕事はあるが所得が低く、遊ぶところも少ない。

県民の所得は2016年度で1人当たり年228万9,000円で、47都道府県中30番目ぐらいのようであります。全国平均の1人当たりの年間所得は264万円です。日本国内の賃金は1997年がピークで、その後はほとんど伸びていないということでもあります。

地域の活性化について、新型コロナウイルスの新規感染者数を毎日見ていると、我が山形県は感染者の少なさにほっとしてテレビを見ております。しかし、感染者の少ない地域を見てみると、地域の活性化も遅れているように感じます。感染者の多いところは都会で、人口が多いところのようです。経済を豊かにするために何をすべきか、全国的な中でも山形県の経済状態は低いと思います。これを打破するために何とかしなければならぬのではないのでしょうか。企画力をさらに発揮した市政運営をできないか。斬新な独創的なアイデアの市政、行政運営はできないのでしょうか。

先月か先々月だと思いますが、ロシアが天然ガスのヨーロッパへの輸出量を3割削減すると発表してから天然ガスが値上がりし、続いて原油先物取引価格が上昇し、石油、ガソリン価格の上昇

となり、先日のニュース報道ではガソリン価格が6週連続で1リットル当たり170円を超したと発表されました。

エネルギー需給の逼迫について。天然ガス、原油の供給の先行きが危ぶまれ、市民生活への影響が心配されるが、どうでしょうか。ガソリン、灯油の価格や電気料金が高くなって、これからの冬場の一般家庭に痛手を被るのではないのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1の（1）、そして2についてお答えいたします。

初めに1、地域の活性化についてのうち、（1）経済を豊かにするためには何をすべきかについてであります。まずただいま議員から県民所得のお話がございましたけれども、もう少し詳細に申し上げますと、本県の県民所得の現状については、内閣府が公表しております平成30年度県民経済計算の1人当たりの県民所得データによりますと、山形県は年間の県民所得が289万7,000円、全国での順位にしますと29番目に位置しており、県民所得としましては、1位の東京都の541万5,000円と比較しますと、約半分の所得額となっております。

また、東北地方を見ますと、宮城県の294万5,000円、福島県の294万3,000円に次いで3番目の数字となっているところであり、本県の所得水準は全国的に見ますと中位以下となっており、決して高いとは言えない状況でございます。

このような現状におきまして、本市としまして、農業、商業、工業、観光の各産業の総体的な力を引き上げ、地域経済を発展させながら、市民所得の向上を図っていくことは大きな課題であると捉えているところです。

そうした状況の下、まさに今取り組んでおります米沢ブランド戦略事業は、市民が一体となり、

地域全体であらゆる産品やサービスの高付加価値化を目指し、米沢市全体のブランド化を進める運動であります。そして、この事業の根幹をなします米沢品質向上運動は、市民の皆様とつくり上げた米沢ブランドコンセプトであります「鷹山公のDNA『挑戦と創造』」の力で、次の米沢をつくる。」に基づき、地域企業はもとより、市民一人一人が自ら考え、行動し、米沢品質、米沢ブランドにふさわしい、新しい価値を生み出し続ける運動体となり、この運動があらゆる分野で起こることで、米沢全体の付加価値を高めていこうとするものです。

この運動に多くの皆さんに参加いただくことにより、市民意識の高揚、それが「挑戦と創造」の具体化へ、さらに品質の高い物、事の実体化という流れが大きな螺旋となりまして、回り続け、米沢品質がさらに磨かれ、地域経済が発展し、ひいては市民所得の向上につながるものと考えておりますので、これからも市を挙げて米沢ブランド戦略をしっかりと進めていきたいと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済が疲弊している状況でありますので、この米沢ブランド戦略と並行して、地域経済の回復に向けた様々な経済対策に取り組んでいるところです。

具体的な事業を申し上げますと、感染症の影響により支障を来している市内飲食店や小売店などでの消費喚起を促し、地域経済の回復につなげることを目的に、プレミアム率100%のクーポン券事業を6月から実施し、現在第二弾の事業を実施しております。

また、商店街や飲食業をはじめとする様々な業種等で組織された団体や、複数の事業所などが協調して、消費喚起につながる販促キャンペーン事業や、各店舗の集客を目的としたイベントなどを実施する場合、事業費の一部を支援する消費喚起促進事業などを実施しながら、地域経済への波及

効果と市内経済の活性化に期待しているところ
であります。

また、観光分野におきましても、宿泊事業者へ
の支援、観光誘客の促進を目的に、様々なキャン
ペーン、夏から秋には得旅キャンペーンを実施す
るなど、市民の元気回復と地域経済の速やかな回
復を図るため、中止となりました米沢上杉まつり
やなせばなる秋まつりの代替イベントとして、そ
れぞれ元気回復キャンペーンを展開してきたと
ころであります。

さらに、中長期的な経済対策事業の一つとして、
創業者支援事業を行っております。この事業は、
創業支援事業計画に基づき、関係機関、団体と連
携しながら、創業に向けた相談体制や創業塾を開
催しているほか、創業に係る事業資金の一部や本
格出店に向けた試験的な開店などを機会とする
チャレンジショップ事業の展開などにより、創業
の促進を図る取組です。

本年の創業塾は20名が受講されましたが、その
うち女性の受講者が7割の14名に上り、女性活躍
社会の創出に向けた取組にもなっているところ
です。

次に、産学官の連携に関する取組についてです
が、山形大学の有機エレクトロニクス関連分野に
おける技術開発、事業化、人材育成事業を支援し、
製品の高付加価値化につなげるなど、本市に新た
な産業の創出を図ることを目的に、有機エレクト
ロニクス集積推進事業を実施しております。こう
した中、本市では、先に御説明申し上げました第
3期米沢市工業振興計画を策定いたしました。こ
の計画では、高付加価値化による持続可能なもの
づくり産業の実現を基本目標とし、今後、本市の
あるべき姿を、労働生産性や市民所得の向上の実
現により、地域産業が活力にあふれ、市民が安定
して働き続けることができるものづくりのまち
米沢を設定し、各種事業を推進していくこととし
ております。

このように、市民所得を向上させる様々な取組

を、米沢ブランド戦略や、商工分野の取組を一例
に申し上げましたが、冒頭説明しましたとおり、
地域全体で米沢品質を追求し、米沢のブランド力
を高めていくことが、本市の未来を切り開いてい
くことにつながりますので、全力で全ての品質を
磨き上げていくことに取り組んでまいります。

次に、2のエネルギー需給の逼迫について、天
然ガス、原油の供給の先行きが危ぶまれ、市民生
活への影響が心配されるがどうかについて、お答
えいたします。

先日の島貫議員の一般質問でお答え申し上げま
したが、現在世界的にエネルギーの需給バランス
が崩れており、お話にありましたとおり、特に液
化天然ガスや原油価格の高止まりが続いている
状況にあります。この要因といたしまして、液化
天然ガスにつきましては、世界規模で発電分野に
おいて使用する燃料を、二酸化炭素の排出量が比
較的少ない天然ガスにシフトしたことにより、こ
の価格が急騰していることが挙げられます。また、
原油につきましては、世界的な経済活動の再開に
伴う需要の高まりを背景に、その先物価格が高騰
していることに加え、主要産油国で構成するO P
E Cプラスが原油の増産に慎重な構えを見せて
いること、さらに先ほど申し上げましたとおり、
発電分野において使用する液化天然ガスの価格
急騰により、総体的に割安な原油を発電燃料に使
う動きが広まり始めたこと、様々な要因が重なり、
原油価格の高止まりにつながっていると言われ
ています。

このような国際的な情勢の変化を受けまして、
国内においても天然ガス及び原油価格の上昇に
より、ガソリン、電気、ガスの料金の値上げが余
儀なくされており、さらにはそれを利用し、事業
を展開されている物流業、製造業をはじめとした
幅広い業種において、それらが原因で事業収益の
圧迫につながる影響も出始めております。

そのようなことから、燃料費の高止まりが長期
化すれば、石油製品はもとより幅広い業種で製品

やサービス等の価格に転嫁され、産業全体での物価上昇につながりかねない可能性があるものと危惧しているところです。

さらに、世界的なコンテナ不足による物流の停滞、サプライチェーンの棄損などにより、原材料をはじめとした様々な部品や部材などの調達が困難になっていることから、それらを調達するためのコスト高も顕著化しており、今後この状況が長引けば、様々な製品、サービスなどから、身の回りの日用品に至るまで、幅広い分野で値上げをせざるを得ない状況になることが想定され、それらは最終的に消費者である市民の方々にしわ寄せが来ることとなりますので、今後の市民生活にも非常に大きな影響を与えることが懸念されているところです。

本市としましても、国、県及び地域産業団体と連携、協力しながら、今後の資源エネルギー関連の動向や部材調達リスクなどの状況について、市内の企業の皆様から情報収集に努めるなど、市内事業所、業界関係団体などからの聞き取りを引き続き強化するなどしながら、影響の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の地域の活性化についてのうち、(2)の企画力をさらに発揮した市政運営をできないかについてお答えいたします。

価値観が多様化する社会において、住民などからの多様なニーズに応えながら、人口減少社会においても持続可能なまちであり続けるためには、議員お述べの企画力を発揮した市政運営は重要であると考えており、本市においても特徴ある様々な取組を積極的に行っているところでありますので、幾つか事例を御説明申し上げます。

初めに、SDGsに関する取組であります。

本市は、今年5月、内閣府のSDGs未来都市

に選定されました。SDGsの先駆けと称される上杉鷹山公の功績を踏まえ、現在まで受け継がれている精神、そして本市にある様々な地域資源を活用することで、SDGsに向けて取り組んでいく内容であります。本市固有の特色ある地域資源を生かし、創意工夫を凝らしながら、企画力を生かした提案内容が評価され、選定されたものであると考えております。

次に、紅花に関する取組であります。本市も構成メンバーとなっている山形県紅花振興協議会は、今年10月7日に最上川流域の紅花システム、歴史と伝統がつなぐ最上紅花を世界農業遺産に申請するため、農林水産省経由で国連食糧農業機関に申請書を提出したところであります。

今年度は県内でも有数の栽培面積を誇る山上地区の皆様と共に、最上川源流よねざわ紅花まつりを開催いたしました。今後も本市が有する重要な資源である紅花の文化を次世代へ継承していくとともに、地域の活性化を図る重要なツールとして活用するため、観光、文化、教育など様々な側面から地元の方々や学生の皆様と共に新たな取組を進めていきたいと考えております。

3つ目が、健康長寿日本一のまちづくりであります。本市では、平成29年度から健康長寿日本一のまちづくりを掲げ、様々な施策を展開してきました。成果の一つとして、県内最下位であった特定健康診査の受診率が、現在は県内平均程度まで上昇してきております。

また、昨年度からは市内企業を対象として、適塩推進事業を展開し、市内企業に勤める方々の食塩摂取量や食生活を見える化することで、自らの適塩に対する意識づけや食生活習慣の改善を図り、高血圧や糖尿病などについて、青年期、壮年期からの長期的なリスク管理を始めるきっかけづくりとしております。加えて、企業の健康経営の後押しをしようとするものでもあります。

このほか、中学生を対象とした減塩教室の実施や、食育絵本の制作などを通して、健康長寿日本

一の実現に向けた施策展開を実施しております。

また、先ほど産業部長が申し上げた米沢ブランド戦略についても、商品のみならず、サービス、観光、文化、行政などあらゆる分野において、挑戦と創造を喚起することで、米沢全体の付加価値を高め、市民が米沢に誇りを持ち、交流人口が拡大していくことを目指すという特色ある施策であります。

最後に、庁内で職員の企画力を向上する取組について申し上げます。

昨年10月には新たなICT技術を活用した市民サービスの向上を目指し、各部から推薦された若手職員によって庁内の研究グループであるICT推進チームを結成しました。職員約20名を4グループに分けて編成し、本市と連携協定を結んでいるNECパーソナルコンピュータ株式会社の職員の指導、助言をいただきながら、現在も活動を継続しております。

また、今年度はSDGsの学習会として、各部から推薦された20名の職員により、米沢SDGsイノベーター養成講座を全4回開催いたしました。本市のSDGs推進アドバイザーを務めている谷中修吾先生に講師をお願いし、職員が自分の所属する課等で取り組むことができるSDGsプロジェクトを企画することで、SDGsを推進する意識を庁内に広めることを目的としたものでございます。

加えて、今年度の新規採用職員26名に対しては、市民や学生が行っている活動を学ぶことで、市内にある様々な資源についての理解を深めるとともに、その活動に対して自分たちが具体的にどのようなことをするべきか、どのようなことができるかについて、研究や討論を重ね、研究結果の発表を行う研修を実施しております。こうした取組を通して、職員の企画力の向上を図り、次の世代を担う人づくりも行っているところであります。

本市は、歴史や文化、産業など魅力ある多くの地域資源を有しており、先ほど申し上げたSDG

sや米沢ブランド戦略、人材育成などの取組を通して、これらの地域資源を活用できる土壌ができていていると考えております。

今後、様々な資源、そして職員の企画力を生かし、市政運営に反映することで、よりよい米沢の未来を創造していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） ありがとうございます。

地域の活性化ということについては、非常にこの米沢市というところは、歴史的にも、それから地形的にも非常に厳しい状況にあるのかと。やはり東北地方でも豊かなところはどこかといえば、それは東北自動車道、国道4号沿いの市町村、こちらがやはり流通も多くて、人の流れ、そして企業の立ち上げ等もやはり太平洋側の県はこちら、日本海側よりも非常に有利になって、豊かになっているのかと思います。

だけれども、やはり我々米沢市という地に住まいして、この行政に関わって、何とかこれを活性化したいと思っておるわけであります。この活性化ということにつきましては、何か物事を立ち上げる、物事を起こすということも、やはり新しい企画等にチャレンジするということが大事だと思います。それで、行政や各種団体、民間などが新規アイデア事業を立ち上げやすくする体制づくりをできないものでしょうか。それに行政の補助やバックアップの体制をつくって、臨んでいく。そういったことによって、新しい企画、新しい事業で活性化し、なおかつ全国に情報発信ができるというものが、ぜひあってほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほど申し上げましたように、行政内部におきましては、ICT推進チームやSDGsイノベーター養成講座をはじめとした学習会などにより、職員の企画力が醸成され

てきているものと捉えておりますので、引き続きそうした企画力を高める機会をつくっていききたいと考えてございます。

各種団体や民間の方々の新規アイデアを立ち上げやすくする事業としましては、地域の問題や課題解決のために市民の方々が取り組む公益的な事業に関して、米沢市協働提案制度を設け、支援しているところであります。

また、これからのまちづくりを担う若者が、自身が住み、暮らすこのまちのことを本気で考え、主体的に行動していくための後押しとなる事業として、米沢ヤングチャレンジ特命課の取組を平成29年度から行っているところでもあります。

さきに申し上げました米沢市協働提案制度につきましては、最大50万円まで補助金を交付する制度となっておりますので、今後も制度の周知に努めながら、市民の皆様がアイデアを持って実施する取組について、バックアップしていきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） 今、コロナ感染の対策ということで、都会ではテレワーク、リモートワークが非常に盛んになっているようです。これは何を意味するのかというと、会社に行かなくても仕事ができるということになってきますので、この延長線上で、地方でも仕事ができるやすい体制にこれをうまく持っていけないかという気がいたしております。米沢市は山形新幹線で都心部と2時間ちょっとでつながれているということで、やはり先進地の視察をしてみたりしても、事業を起こす起業精神あふれた若者を呼び込んで、小さなまちでも頑張って、若者の雇用と立ち上げる事業を何とか地方でも展開して頑張っているところがあります。米沢市でも、そういう起業家精神あふれた若者を呼び込んで、テレワーク、リモートワーク等を駆使しながら、若者のバックアップ体制をつくって、何とか有能な若者にぜひ本市で事業を展開してほしいという思いがあるのです

が、その辺はいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 本市では、創業される方への支援メニューの一つとしまして、市内で創業される方を対象に、創業支援事業費補助金、2分の1補助で上限30万円を創設しております。その中で、40歳以下の若手の創業者につきましては、補助上限をさらに20万円増額するとともに、市内にテレワーク、リモートワークなどで転入されて創業される方につきましては、移住創業支援として補助額をさらに50万円加算するなどして、産業の活性化、定住人口の増加に向けた取組を行っているところです。

これまでの実績を申し上げますと、令和元年度はお二人、令和2年度は1名の移住創業者が補助を受けられていると実績が出ております。そのうち、令和2年度の移住創業者につきましては、30歳代の若い方でありました。

また、最近であります、若者の起業相談が増加傾向にあり、今申し上げました補助金は、市内で学ぶ大学生の方も利用が可能ですので、この補助金を活用し本市で起業していただけるよう、今後とも様々な機関と連携しながら、積極的に情報発信し、地域活性化につなげていきたいと思っております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） そして、そういう若い方々、それから事業を立ち上げようとしている方々に対して、今までそういった経験、企業を起こしたことのある経験者、または異業種参入経験のあるような方々に、助言、アドバイザーになっていただいたり、体験談を話していただいたりして、そういうノウハウや精神的な面でサポートしていくようなシステムを構築できたらいいのではないかと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 これから創業される方にとり

ましては、ただいま御意見にありましたとおり、既に創業された方の体験談をお聞きするという事は非常に有意義なことだと思っております。米沢市で行っております米沢創業塾におきましては、延べ5日間の講座なのですけれども、市内で創業された方の体験談をお聞きして、創業体験者が準備などで苦労された点や、創業のポイントなど、成功するためのアドバイスをいただく情報交換の場を毎回設けているところです。その内容につきましては、受講者から大変好評をいただいているというアンケート結果も出ております。今後ともそうした創業体験者に助言、アドバイスをいただける機会を設けながら、本市で起業を目指す方々の後押しをしっかりとしていきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) やはり地域の活性化となりますと、米沢のようなところでは、地方の特性を生かした活性化も重要ではないか。要するに都会では味わうことができない豊かさ、特に大自然を生かした、都会の人を呼び込むような施策、夏はトレッキング、キャンプ、冬はスキー、スノーボード、そういった大自然を生かしたような企画で、都会から何とか人を呼び込んで活性化できないかと思っておりますけれども、この辺はいかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 本市には素晴らしい自然環境、伝統文化などがたくさんありますけれども、私たち自身も含めて、なかなかふだんの生活で気づかないという部分もあるのかと思っております。外から来た方の目を通すことで、そういった魅力がより魅力的に伝わるのかという部分もございまして、そういった方々を呼び込めるように、また本市のそういった自然環境や文化などを広く周知することで、ぜひ外からそういった若者たちを呼び込めるようなことを考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) 地域の活性化ということについては、やる気のある若者をどうやって育てるのか。または、どうやって移住してもらう、Uターンしてもらう。先進地を視察して見てきますと、やる気のある若者を育て上げる、それから移住していただくというところが非常にキーワードとなってきたような気がするのですが、その辺について当局のお考えはいかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 地域おこし協力隊など今現在も活躍しているわけでありましてけれども、そういった方々からの意見を聞きながら、どういった魅力を発信していけば米沢に来てもらえるのかとか、そういったことをいろいろ考えながら取り組んでいきたいと思っております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) それからソフト面ではやはり米沢の特性を生かすということになると、例えば能楽の金剛流であったり、詩吟であったり、文化面でも非常にユニークな活動がありますし、それからあとは米沢牛をはじめとした——米沢牛はもうブランドになっていますけれども、そのほかにも名産品の発掘というか、名産品を利用して2次的な開発をやって、それをまた名産品につくり上げていくというというアイデアもぜひあってほしいという気はいたしますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 市内の事業所の方々と、1店舗1名物開発事業、それを平成24年度から継続的に実施しております。今年度、新たに4事業所の方が加わり、現在18事業所の方々がよりよい商品の開発、サービスの提供に向けて、定期的に研究会を重ねながら、課題解決に向けて様々な特性を生かした商品開発、具体的には名物をつくり上げたいということで取り組んでいるところであり

ます。

さきの10月には、そうした成果を道の駅米沢を会場に販売会を開催しまして、市内外から多くの来場者が訪れて大変好評だったとお聞きしております。こうした取組、活動の中から、本市における特産品、名産品の独自の価値を創造しながら、全国に発信できるよう、これからもそういう事業者の皆様と連携を図りながら、市としても支援をしっかりとしていきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) 企画力というところで、近隣の市町村をいろいろ見ておりますけれども、私もこういう議員という立場ではほかの市町村を見てまいりますと、やはり人のところのいいところは非常によく見えるのです。だから、逆に向こうから米沢を見ると、米沢のよさが分かってくるのかという気もいたしますけれども、近くの市町村では長井市のレインボープラン、それから南陽市の全日本実業団駅伝出場、そして同じく南陽市の文化会館1,403席、大型の耐火木造ホールで、これが一番びっくりしたのがギネス認定になったということで、非常に多くの話題を提供して、それによって非常にすばらしい芸術家、芸能人がたくさん来ておられるということで、何かこういったヒットになるような企画も数年に1回ぐらいは出ていただきたいものだと思いますが、その辺何かございませんでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 ただいま議員も述べられましたとおり、なかなか隣の施策はよく見えるという部分もあるのかと思っております。先ほど壇上で申し上げました、本市が様々な取り組んでいる特色ある施策についても、他の自治体と遜色ない、すばらしい施策だと我々思っておりますので、そういったところをもっとよりよくPRしたり、発信していくことも大事かと思っておりますので、そういったところも含めて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) この間、衆議院議員選挙が行われたばかりですけれども、11月1日に1票の格差が最大2.8倍になったということで、弁護士グループが289選挙区全てのやり直しを求めて、全国14の高裁に提訴したという記事が出ておりました。これから見ていきますと、実は今山形県が人口107万人、お隣の福島県が人口184万人――2019年のデータですけれども、山形県の衆参の国会議員数は5人、福島県の衆参の国会議員が13名おられるのです。この人口比率から見ても、国会議員数で大きな開きが出ているということで、政治力での活性化ということからすると、非常に遅れを取っているというか、力が弱いのではないかと思いますけれども、これは答弁する人がいないと言われましたけれども、市長は置賜広域行政事務組合の理事長でもありますし、全国市長会にもたびたび出ておられるという立場から、政治力の格差ということについて、何か御所見をいただければ、お願いしたいと思います。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 国会議員の定数につきましては、憲法判断に基づいて国政で定めるという状況でありまして、今私からそのことについてコメントは差し控えたいと思います。

ただ、地方というのは、議員もお述べになられたように、自然があつたり、そして観光的にもレクリエーション的にも癒やしの場としてもあります。また、食料を提供する地域でもあります。そういった中であって、政治力との関わり、今のところ私は、米沢、置賜はその政治力については不便さを感じてはおりませんけれども、しかしながら地方創生を果たしていく上で、政治力というのは非常に重要であると同時に、国会議員が少なくなることによる弊害というのも当然あるということを承知しているわけでありまして、米沢市はそういった国の情報をどのようにつかんで、市政に結びつけるかということで、

独自の対策も必要になってくると思っております。例えば職員を県の東京事務所に出向させたり、今までは経済産業省に職員を出向させておりました。今は内閣府に職員を出向させております。そういったことで、中央の情報をいち早くキャッチしながら、今後の地域の活性化にどう結びつけていくか、これは大きな課題でありますので、そういった政治力も重要でありますけれども、議員がお述べになっている企画力をどう高めていくかということが、これからの地域の活性化にもつながってくるものと思っていますところでは。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） ありがとうございます。

早晩、来年は参議院選挙があるので、参議院選挙が終わればまた、参議院は参議院で1票の格差是正と動いてくると思うのですが、結局都市部に人口が集中して、それによって過疎、過密が大きく出てきて、それによって国会議員の数がどんどん都会に持っていかれてしまう。非常にやりきれない思いをしています。

私の思いとしては、面積とか、投票率とか、山形県の投票率、たしかこの間、全国でもトップクラスだったと思うのですが、そういう面積や投票率なんかも加味して、地方の人口の少ないところの国会議員数が余計少ないという、そういったところに対して、ぜひ市長からも、これから声を上げていただきたいと御要望申し上げます。

次に、エネルギー問題に入りますけれども、この間11月の何日だったか、米国の呼びかけで各国へ石油の国家備蓄放出が要請され、日本もそれに応じて国家の備蓄放出をするようでもありますけれども、これによって影響というか、我々一般市民に恩恵というか、要するにさっき申し上げた石油、ガス、ガソリン、そういったものの高値傾向に対して何か歯止めをかけることになってくれればと思いますが、この辺当局はどのように考えますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ただいまの議員の御意見にありましたとおり、石油の国家備蓄の一部放出に加えまして、国、経済産業省ではガソリンをはじめとする石油価格の伸びを抑える対策として、令和3年度の補正予算案に関連事業費を計上するという方針が示されております。この対策によって、石油、燃料の小売価格の値上げ幅を抑制する効果が見込まれると報道されております。市でも、そういう国の補正予算による新たな効果であったり、あるいは産油国産出量の動向も含めて把握しながら、そしてそれらが市内企業などにどういった影響を与えるのかということは、注意深く見ていきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） このたび、いろいろ調べてみたのですが、国家備蓄分というのが国内消費量の145日分を備蓄していると。それから民間備蓄が90日分、それから産油国共同備蓄というのが6日分ということで、1975年の石油備蓄法によって、このようになっているようです。

11月24日に経済産業省は国家備蓄の放出を発表ということになって、原油先物取引では11月17日に1バレル、74ドルまで下がったわけですが、その後また値上がりして、値段を戻しているようであります。

一般市民の方々からお聞きしますと、米沢市はガソリンが高いのではないかと。県単位でしか発表されていないようでもありますけれども、このガソリンに係る税金というのが、石油製品関税、それから石油石炭税、ガソリン税、環境税、そして最後に消費税がかかってくるということで、ガソリンの価格に各種税金が非常に多くかかっているということで、この辺も一般国民の負担増になっているのかと。

日本のガソリン価格は高いのだろうかと思って調べてみたのですが、諸外国に比べ、大体そんなところだろうと。要するにガソリンの小売単価で

すけれども、今ちょっと上がって170円台ということになっていますけれども、外国の中でもこれは、私が調べた資料では150円台のときの資料だったのですけれども、大したことはないと思っています。

ただ、調べていって分かったことが、アメリカのガソリン価格だけが異常に安いのです。とんでもなく安い。やっぱりこのアメリカと比べると、何で日本のガソリンは高いのだということになってしまいますけれども、ここで言うわけにはいきなりませんが、ガソリン税の税制改革をやってほしいと個人的には思っています。

米沢市としては、市長がゼロカーボンとおっしゃっていますけれども、調べていった中で、おやと思ったのが、フランスは77%を原子力発電でやっているということで、それは何かというと、二酸化炭素の排出量の抑制の数値を達成するためには、原発を使ってでも二酸化炭素の排出を抑えるのだというフランス大統領の非常に強い思いを感じるわけでありまして、原発の電力を受ける立場からすると、ゼロカーボンを打ち上げておられる米沢市としては、その辺どういう気持ちでおられるのかお聞きして終わりたいと思います。市長にお聞きするしかないのかと思っておりますが、よろしくお願いします。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 なかなか難しい問題で、総理大臣が答えるような質問ではないかと思っております。

ただ、日本の原子力発電については、2030年までに少しずつ減らしていくという方向性が出ているようであります。そして、フランスの原子力発電、これはいろいろフランスだけでなく、欧州連合、EUとの関わり等もあって、エネルギー供給という視点からして、原発推進国であるフランスでありますので、そういった方向性にかじを切ったものと、この間のマクロン大統領の話を聞いておりまして、そのように感じております。

ただ、ゼロカーボンシティを目指す米沢市にとって、再生可能エネルギーをどのようにこれから確立していくか。この間の日曜日に芸工大の三浦先生から、ゼロカーボンシティのシンポジウムを開いていただきました。そのときに、米沢市の再生可能エネルギーの発電量というのは、ほぼ米沢市の家庭で使う使用量と同じような状況になっていると。そこまで米沢市において再生可能エネルギーの発電量が増えてきているという状況もありますので、こういったものを今度は新電力株式会社もできましたので、そういったところとどうやって公共施設なり、一般家庭の再生可能エネルギーを利用するシステムづくりについて、しっかりと取り組んでいかなければならないものと思っています。

今後は省エネと再生可能エネルギー、これが中心になっていかざるを得ない状況が我が国にもあるという、それがゼロカーボンシティの使命であると理解しているところです。

○相田克平議長 以上で14番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、魅力ある米沢の観光づくりについて外1点、12番関谷幸子議員。

〔12番関谷幸子議員登壇〕（拍手）

○12番（関谷幸子議員） おはようございます。櫻田門の関谷幸子です。よろしくお願いいたします。

早いもので、今年もあと僅かとなりました。いろいろなことがありましたが、健康で過ごせたこ

とに感謝しかありません。

去る11月8日に畑の仕事をしていたら、月の涙と言われる金星食を偶然に見られて、とても感動いたしました。

今、市役所の解体工事が始まっております。入り口から小学生の絵が学校ごとに展示されており、なかなかいいものだと思います。アイディアを出した人はすばらしいと思いました。

質問に入ります。

大項目1、魅力ある米沢市の観光づくりについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症も日本では収束の様子で、各方面で緩和されました。しかし、京都や東京などテレビなどを見ますと、人混みがコロナ以前よりもすごい状況に見られます。しかしながら、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の感染が世界中に広がり、世界保健機構（WHO）がオミクロン株と命名してから、感染拡大に歯止めがかからないと言っております。日本政府も水際対策の強化をしておりますが、国内においても今のところ今日1名増えまして、3名確認されました。

飲食業や観光業の関係者は、まだまだ厳しい状況です。本市においてもいろいろなキャンペーンや政策を考えていただいておりますことには感謝申し上げます。また、本市のまちづくり総合計画後期基本計画の中でも、政策1-2、「自然と文化、歴史を活かす観光の振興」とあります。また、基本理念として「市民が積極的に参加するまちづくり」とあるので、市民も巻き込んで盛り上がるような観光のまちづくりをぜひ行ってもらいたいと考えますが、どんな政策を考えていらっしゃるでしょうか。お伺いいたします。

観光客に対し、米沢の各地域の観光情報を幅広くアピールできる情報発信を市民にも行ってもらったらと思いますが、いかがでしょうか。

小項目1、運動、ハイキング、ウォーキング、

ヨガなど、温泉、食を組み合わせた観光プランについてお伺いしたいと思います。

基本政策1-2、「自然・景観・温泉を活かす」と掲げております。そこに食も加えて、米沢独自のプランづくりを考えてはどうか。おいしいものを食べて、ゆっくりと温泉で癒やし、適度な運動をする。これは健康につながります。まして、健康長寿日本一を目指している本市においても、たくさんの観光資源を活用しながら、関係団体や事業所においても協力していただき、前に進めていってほしいものです。

小項目2、ジビエを観光戦略として活用できないか。里山の地域では、猿、イノシシは死活問題です。電柵設置などいろいろな工夫をしていますが、一向に解決していません。それどころか、ますます増える一方です。私の地域でも猿は我が物顔でその辺にいますし、イノシシは田畑を所構わず荒らしています。

そこで、ジビエ料理として提供できないものか。SDGsの考え方からも、捕獲したものをただ捨てるということではなく、それを感謝していただくということもあると思います。いかがでしょうか。三沢地区においても、猟友会の方々といろいろな料理を試食して頑張っておりますが、そういった努力も踏まえて、一致協力できないものか、お伺いしたいです。

令和3年度の予算に有害鳥獣対策事業費で、ジビエ振興対策として130万円の予算がついています。現在どのような業務が行われているのかお伺いいたします。また、米沢牛や豚だけでなく、ジビエを加えることも考えられるのではないのでしょうか。特に今ブームになっていますし、若い世代の女子にも人気のようです。

また、令和2年9月定例会一般質問において、井上議員が、ジビエ活用に向けた有効な取組を検討していただきたいとの質問がありましたが、その後進展はありましたでしょうか。あったら、お聞かせください。

大項目 2、観光エリアの空き家への対応について。

旅行をするにおいて、景観は非常に重要なポイントになります。特に空き家は残念ながら景観を損なっております。観光地における空き家の問題は大変なことと思いますが、今後どのような対応をしていくかお聞かせください。

小項目 1、本市の空き家対策は。

本市においても、至るところで空き家が見られます。更地になっているところもありますが、今後どのような対策を考えていますか。また、危険な状態のところや、雪による被害も見受けられます。なかなか難しいことですが、そういった政策もお聞かせください。また、他の自治体との意見交換や情報交換などを行って、アイデアをいただくということはあるのでしょうか。今後もそのようなことを考えていくお考えはあるのでしょうか。

また、米沢市においても様々な取組が行われています。1つ目として、米沢市不良住宅・特定空家等除却促進事業費補助金制度、2つ目として、隣接地取得支援事業、3つ目として、空き家バンク制度、4つ目として、空き家改修支援事業などがあります。しかし、申請の条件が厳しいのではないのでしょうか。もう少し簡素化できないものかお伺いしたいと思います。

小項目 2、観光エリアの景観を保つために、空き家への対応が必要ではないか。

観光地の景観形成は大事な要素です。空き家自体が大きいし、他の問題点もあると思いますが、少しずつ進めていくことはできないものか、お伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1、魅力ある米沢の観光づくりについてお答えいたします。

初めに、前段で御質問のありました市民を巻き

込んだ観光の取組についてであります。観光戦略を推進していくためには、行政、観光団体のみではなく、市民や地域が参画し、相互に連携、協働して進めていく体制づくりが重要であると認識しております。

現在も本市の一大イベントであります米沢上杉まつりや、上杉雪灯籠まつりなどの四季の祭りの実施に当たっては、関係機関、団体などから成る実行委員会を組織し、市内の学校や企業、各種団体を通じて多くの皆さんに参画いただいております。市民総参加型のお祭りとして定着しております。

また、観光で訪れた人々が本市の持つ様々な魅力に触れ、感動や共感を呼ぶには、何よりも地域住民との関わりが不可欠な要素であることから、本年度策定しました第4期米沢市観光振興計画の基本施策、観光ホスピタリティの向上の主な取組である観光ホスピタリティ運動の展開、ホスピタリティを実践する人材の育成などを、市民や関係団体と協働して推進し、ホスピタリティ意識の向上やシビックプライドの醸成につなげていけるよう計画的に取組を進めていきたいと考えております。

次に、(1)の運動、温泉、食を組み合わせた観光プランについてですが、本市には食、温泉、自然、歴史などの魅力ある観光素材が多くあり、それらを組み合わせた旅行商品を造成することにより幅広いターゲットへ訴求できるほか、市内における滞在時間の延長を図ることにより、観光消費額の増加につなげ、本市の観光をより発展させることができるものと考えております。

御意見にありましたとおり、運動、温泉、食という素材の活用につきましては、観光振興計画における施策の「自然・景観・温泉を活かす」「食を活かす」「各種ツーリズムの推進」として取り組むこととしております。

現在の観光素材を組み合わせた取組としましては、旅行業資格を取得している米沢観光コンベンション協会が主体となり、民間事業者や米沢栄養

大学と連携を図りながら、健康と食をテーマとした旅行商品「食べて健康！動いて健康！カラダシアワセ大作戦」を本年5月から展開しているほか、民間事業者で組織され、昨年度から観光事業を手がけている米沢トリップアラウンド推進協議会が、観光庁の「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」の採択を受け、食や自然といった地域の魅力をSDGsの視点でサステナブルをテーマとしたモニターツアーの実施を予定しています。

今後も様々な観光素材を組み合わせたさらなる旅行商品の造成の取組を推進していくため、関係団体と連携を図るとともに、コロナ禍における新たな旅行形態への変化に対応した観光客のニーズを把握するため、現在検討を進めている米沢市版DMOにおいて着実にマーケティングを実施し、それらに対応した旅行商品の造成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域で開催されているイベントなどの観光情報の集約及び発信することについてですが、御意見にありましたとおり、より効果的な観光誘客へと結びつけ、観光客の満足度を高めていく上で非常に重要なことだと考えています。

このため、観光振興計画の中でも効果的な情報戦略を基本施策の一つとして掲げ、ターゲットを見定めた、効果的かつ戦略的な情報発信や観光ポータルサイトにおける情報内容の充実など、情報発信基盤の整備を進め、観光情報をより活用していただけるようにしていきたいと考えております。

次に、（２）ジビエを観光戦略として活用できないかについてお答えします。

本市のジビエ振興対策の対象鳥獣はイノシシで進めており、令和２年度から130万円を予算として、イノシシ料理のレシピづくりを行っています。イノシシの有害捕獲数は、令和２年度の203頭が過去最高ですが、ほとんどが猟友会の方々に自家消費されており、焼いて食べるだけでは飽

きたという声を受け、狩猟意欲を持ち続けて自家消費をより楽しんでいただくことを目的として、米沢市有害鳥獣対策連絡協議会において、レシピづくりの取組を進めているものです。

現在、下処理を含めて誰でも調理できるようなレシピは約40種類となり、今年度末にはこれらのレシピをまとめた資料を作成し、猟友会の方々への配付を予定しております。

次に、観光面からのジビエの考え方と、９月定例会の答弁以降の進展についてであります。その後米沢栄養大学や山形大学の先生、学生にイノシシ料理を試食してもらい、衛生面の方法についてのアドバイスや食味についての意見交換を行い、レシピの改善に取り組みました。また、近隣２市２町の担当者で会議の場を持ち、広域的ジビエの取組についての検討を行っております。

イノシシや鹿などのジビエの流通方法は、牛や豚などの家畜とは異なり、寄生虫やE型肝炎ウイルスを保有している可能性がありますので、調理加工時にも衛生管理への注意が必要です。このことから、飲食店でジビエを提供するときには、食肉処理業の許可を受けた施設から仕入れなければなりませんし、銃によって捕獲された場合は、金属検出器による弾の確認も必要となります。このため、これらの施設などを設置運営するためには、多大なイニシャル・ランニングコストがかかるという問題もございます。

本市の担当職員が平成29年に視察した栃木県那珂川町のジビエ加工処理施設については、導入経費として3,756万5,000円を要したとのことであり、年間約230頭のイノシシを処理しておりますが、その程度の頭数では施設の健全な経営は難しいと伺ってきております。本市の試算では、年間約1,400頭を処理できないと採算は取れず、今の猟友会の捕獲体制では非常に厳しい状況となります。

また、豚熱の問題もあり、イノシシの感染が確認されている視察先の那珂川町の加工処理施設

は、現在出荷停止となっております。今のところ、本市において豚熱に感染したイノシシは確認されておきませんが、高島町や長井市では豚熱に感染したイノシシが確認されており、個体を検査し陽性となれば、陽性の個体が回収された場所から半径10キロメートル圏内のイノシシの移動が禁止になりますので、この豚熱の問題を解決しなければ、加工処理や販売は難しいものと考えております。

増え過ぎた野生のイノシシを捕獲し、食肉加工するなど、ジビエを地域の新たな観光資源とすることは大変意義のあることでありますが、現時点ではイニシャルコストの面、猟友会の体制の面、豚熱の関係から難しいものと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2の観光エリアの空き家への対応についてお答えいたします。

初めに（1）本市の空き家対策に対する考え方についてであります。原則として空き家に関する維持管理は所有者が責任を負うべきものと考えております。しかしながら、適正に管理されず放置された空き家は、近隣に対して様々な被害を及ぼす危険性があることから、市では危険性を排除するため、米沢市家屋等の安全管理に関する条例等に基づき、所有者などに対し助言、指導を行うほか、家屋などが危険な状態にあり、措置に緊急性がある場合には、管理に必要な最低限の応急措置の実施も行っているところであります。

また、所有者などから、措置を履行することができない旨の申出がある場合には、市が安全代行措置を行っているところであります。費用につきましては、所有者などに負担していただいているところであります。

その他の空き家問題への対応支援策といたしましては、老朽化した空き家を除却するための補助制度であります不良住宅・特定空家等除却支援事

業を設けており、市税の滞納のない空き家の所有者などが除却する場合、前年度の所得額が320万円未満の方は最大60万円、市民税所得割が非課税の方は最大120万円の除却費補助を交付しております。

また、周辺環境に悪影響を及ぼす状態ではない空き家、空き地に対して市が関与することはございませんが、相続放棄などにより相続人が不在の空き家、空き地の売却を希望する方がいる場合には、家庭裁判所の許可を得て、相続財産管理人名義の空き家を購入することができることから、市では相続財産管理人選任申立てを行い、空き家や空き地の利活用を促進しております。

管理されていない空き家は、防火、防犯、事故などの危険性や建物の倒壊の危険性、樹木、雑草による周辺への被害などの問題を生じさせており、それぞれ所有者が抱える事情もありますが、空き家周辺の住民には大きな問題であると受け止めております。今後も空き家の状態等を注視し、管理不全な状態を確認した場合には、その所有者に適切な対応を求めていくことに加え、除却支援事業の活用なども促しながら、所有者等と課題解決に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

一方で、抜本的な空き家の課題解決には、空き家の存在する地域の方々との連携体制の構築も必要不可欠であると考えておりますので、今後も情報提供など問題解決に向けた協力をお願いしたいと考えております。

次に、他の自治体などとの情報交換等の状況であります。本市は県内でも早い段階で、米沢市家屋等の安全管理に関する条例を定め、空き家問題に対応しており、加えて国土交通省が主催します空き家担当研修会や、県の空き家対策会議への出席など、全国的な事例などの情報収集や意見交換を行ってきたところであります。

空き家に関する利活用や解体、相続などにつきまして、本市の窓口で相談があった場合には、そ

の内容によって、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会山形県本部が設置している山形県空き家活用支援協議会におけるやまがた空き家利活用相談窓口との連携や情報共有により対応しております。

また、県の相談窓口につきましては、広報よねざわやホームページ、固定資産税通知などを活用し、周知PRに努めているところであります。

さらに、不動産団体、法務団体及び山形県空き家活用支援協議会などから相談員の派遣を受け、相談会を開催するなどの連携した取組も実施しているところであります。

全国的には様々な空き家の利活用事例も報告されており、空き家所有者がどのような利活用を図りたいのか個別の相談をいただきながら、空き家対策などについて後押しになるように努めてまいります。

続きまして（２）観光エリアの景観を保つために空き家への対応が必要ではないかについてお答えいたします。

本市では、積極的に良好な景観を形成する地区といたしまして、小野川温泉などの観光エリアを景観形成重点地区として指定しております。これら重点地区におきましては、良好な景観の形成に資する事業として、建築物の外観の美化等に対しまして一定の補助を行っており、これは空き家の利活用などにも活用できるものと考えております。

また、空き家、空き地の利活用を目的として、空き家・空き地バンクの運用や、米沢市空き家・空き地利活用支援事業補助金制度を御利用いただきながら、使用されていない空き家の有効活用を図っているところであります。

例えば、市場での流通が困難な空き家物件を取り扱う空き家・空き地バンクで購入した物件を、空き家改修支援事業を御利用いただき、空き家を再生することもできます。空き家を利活用するために必要となる改修工事を行い、機能回復または

向上させるために必要な修繕や設備の改修を対象としており、市外からの移住の方が住宅を改修する場合の基本補助額は90万円、移住者以外の方は40万円となっており、子育て世代や若者世代、及び重点的に事業を推進する指定区域内の空き家に対しましては、各10万円の加算措置を設けており、家屋や外壁などの改修により景観の向上も図れるものと考えております。

指定区域につきましては、立地適正化計画において定めた居住誘導区域としておりますが、今後予定しております空き家実態調査の結果や空き家所有者の意向調査等も踏まえて、観光エリアについても区域指定ができないか、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、景観形成のための観光施策についてありますが、近年様々な事情により、廃業した温泉旅館などの建物が温泉街の景観を阻害している状況も見受けられます。地域全体の魅力の低下、ひいては観光客の減少につながるものが懸念されていることから、観光地といたしまして魅力ある景観を維持し、観光客が安心して滞在できる環境を整備していくことは大きな課題であると認識しております。

現在、観光庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により、危機的な状況にある温泉地などの観光拠点の再生を目的とした廃屋の撤去などの取組に対する補助制度が設けられております。また、環境省でも国立公園内の景観改善を目的とした廃屋撤去に対する補助制度がありますので、このような国の補助制度の活用も含め、民間事業者や地域関係者との情報交換を行いながら、景観改善に向けた有効な取組ができないか、検討していきたいと考えております。

私からは以上となります。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 御丁寧な答弁ありがとうございました。また、このほどDMOの立ち上げに早急に取り組んで進めていただいたことに

深く感謝申し上げます。

観光というのは、幅広く奥が深いと思います。住んでいる人が当たり前だと思っていたことが、旅行者にとってはすごく感動したり、珍しいことだったり、いろいろ私たちが感じていないことを、SNSで発信して有名になったところもたくさんあると思いますので、やはり情報というのは大事なのだと思っています。

このたび、第4期米沢市観光振興計画の中でも、既存の観光コンテンツを磨き上げとありますが、私は例えば刺し子の体験とか、笹野一刀彫の体験とか、米織の体験とか、こういったものを少しずつ女子短大生が訪れて行っているように聞いておりますので、ただ温泉に来たり、ただスキーに来たり、トレッキングに来たり、いろんなほかの目的で来た人たちに対しても、こういうことも米沢市ではやっているんですよ、よかったら行ってみて経験してみてくださいという発信の仕方もあるのではないのかと思っています。

また、私が見受けるに、結構福島の方たちがラーメンを食べに来たり、米沢牛を食べに来たりしておりますが、ただ食べて帰るのだけではなく、いろんなものを今行っていますよという発信の仕方も、市民レベルというか、私たちみんな一丸となってやっていったら、まだまだ発展するのではないか、にぎわうのではないかと思います。

先日ナセBAの図書館に行ったら、米沢市の市民書道展が行われていました。私も前やっていたものですから興味があって見たのですが、とてもすばらしい作品ばかりでしたが、人がまばらで残念だったという気がします。こういったことも、今書道展もやっていますよと、我々みんなで声がけしていくということも、少しずつではあるが、大事なことではないかと思っています。

先日、小野川でワークショップを3回行いました。これは本当に住民、町内会長、温泉の方々、商店街、みんな参加していろいろな意見を出して、これ3回終了いたしました。本当に磨き上げと

いいですか、まだまだやれることがあるのだということ強く感じた次第であります。

その中においても、三沢コミュニティセンターの中に昆虫館があります。その昆虫館で、従業員がヘラクレスというカブトムシを孵化させて、2年がかりで育てたのです。こんな大きいのです。見たことあるでしょうか。すごく子供たちは感動して興味津々です。こういったことを発信していくことも大事なのではないかと思いますけれども、こういったことに関してはどう思いますでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 旅行形態が個人旅行というスタイルに変化している状況を踏まえまして、単に有名な観光地を巡るだけではなくて、ただいま様々事例を出していただきましたけれども、テーマや目的に沿った訪問地、体験を組み込んだ旅行の人氣も高まっていると考えております。そういう多様化する旅行ニーズにどう対応していくのか、それから御意見にありましたとおり、どう情報を発信していくのか、それが大事だと思っております。冒頭御回答申し上げましたけれども、様々な情報発信について今検討している段階でありますので、その情報をいかに活用していけるものになるのかどうか、しっかりと考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） やはり行政で情報発信するということもとても大事なことでと思いますけれども、市民一人一人が発信していただくような、例えばホームページであり、ツイッターであり、SNSでありといったほうが、画像を通してすごく広まりやすい状況になっておりますので、いかに市民の方たちがそういったものを発信していただけるかどうかというものも大きな課題だと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 やはりそれぞれのターゲット

の旅行ニーズ、それに対応した情報発信、そういう意味でSNSであったり、ホームページ、そういうものが大変有効な手段であると思っております。どのようにそれぞれの市民の皆さんが気づいた点であったり、地域の情報を発信していけるのか、そういう情報戦略をしっかりと今後考えていきたいと考えております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 先ほど、三沢コミセンのヘラクレスというカブトムシの件についてお話ししましたがけれども、これは本当に子供たち、いや、大人の方が見ても驚くような大きさです。こういったもの、あまり米沢市の方たちは知らないというか、残念ながら私たちも発信する努力をしていなかったということがありますけれども、こういったところを皆さんで発信していったって、いろんなアイデアが出てくるのです。例えば、昆虫館一つにしても、ヘラクレス一つにしても、じゃあ子供の宿題は小野川でやろうという意見もたくさん小野川の方たちから出ていますし、そういったことも本当に小さいことですが、大きい効果があるのではないかなと思って、温泉だけではなく、そういった周りの自然を、オニヤンマなんて見ると本当に喜ぶのです。ホタルを見に来ただけけれども、すごい、オニヤンマがいます。そういったところが、残されている自然が、本当に米沢にはあると思うのです。そういったところも広めていったって、みんなで市民の方々が本当に観光というものに関心を持っていただきたいと思いますけれども、今後も行政でもこういった三沢コミセンの昆虫館なども、話題に出していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 地域でそれぞれ行われている様々なイベントなどについては、情報を一元化しながら発信していく。そのために、SNSを有効に活用しながら、そういうツールの活用についてももしっかり取り組んでいきたいと思っております。

す。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） ありがとうございます。

では、次にヘルスツーリズムという推進事業を行っておりますけれども、これもすごく私は運動と温泉と食を組み合わせたプランはどうですかということに関して、第4期米沢市観光振興計画の中にも掲げてありますし、先ほど壇上から産業部長がおっしゃった「食べて健康！動いて健康！カラダシアワセ大作戦」というのは、大変いいことだと思っているのです。これをぜひ進めていただきたいと思います。

前に私はクアオルトの件について、上山とか湯布院でやっているものについての質問をしたときに、前の産業部長がクアオルトという名称は、ドイツに行って認定を取らないと非常に難しいのだということをおっしゃられましたけれども、別にクアオルトという名称を使わなくても、「健康になろう米沢で」という題でもいいですし何でもいいますから、せっかくあるこの温泉とトレッキングなり、山があり、自然があり、食がありというところを結びつけていただきたいと思います。ですが、その点についてどうでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 カラダシアワセ大作戦のほか、現在健康とリハビリをテーマとした旅行商品の造成に向けて、米沢観光コンベンション協会、そして民間団体と協議を行っているところです。

このような健康と観光を融合したヘルスツーリズムは、地域の――事例にありました――温泉であったり、自然など、健康資源を活用した健康増進につながるものでありますし、医療費の削減であったり、新たな市場の創出、また地域における雇用の拡大、そういった副次的な効果も期待できる分野ですので、そのほかの事業展開についても今後検討していきたいと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 観光と私が思うのには、

未来につながって、こうありたいという姿、それを目指す姿、これは何なのだろうと思ひまして、意見を聞いた方がいるのですけれども、未来につながるということは素材を見つけるということ、こうありたいという姿というのは、育てていく、これ皆同じだと思うのですけれども、そういう目指す姿というのは、伝えるという、この3つが非常に大事だと思うのです。見つただけでそれを育てていくということをしないと、つながらないですし、それをまた発信していくということが非常に大事なことだと思っております。ぜひこういったことを行政だけでなく、私は民間の人たちに参加していただいて、みんなで発信していったら、まだまだ米沢の観光というか、にぎわいというか、先ほど山村議員もおっしゃったように活性化になるのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 市の持つ様々な豊かな資源を活用して観光客に満足していただく、そのためにはやはりユーザー目線に立った観光情報をしっかりと発信していくことが大事だと思っております。ぜひ市民の皆さんにもそういう情報をお寄せいただけるような情報発信のツールであったり、内容を整備、活用できるようにしたいと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 第4期米沢市観光振興計画の一番最後に、市民の方のアンケートというか、意見が載せられているのですけれども、どれもすばらしい意見だと思いますけれども、これ一つずつ聞いていたのでは、なかなか收拾つかないような内容になっておりますので、もう少し絞って、どういった方向で米沢市は進めていくべきか、観光に対して進めていくかということをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今回、策定しました第4期米

沢市観光振興計画については、そのような様々な皆さんから御意見をいただいた内容も踏まえまして策定したものです。やはり市にとって観光は大きな産業の一つと考えております。そして、そのこと自体が地域を活性化させる手段の一つでもありますので、ぜひ観光面からの地域活性化に観光を生かしていきたいと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） ぜひお願いいたします。

次に、ジビエの問題なのですが、先ほど産業部長ができないと言われましたけれども、ジビエって300年も今もって続いているお店が江戸川区にあるのです。これ、歴史があります。その当時の名前として、山くじらという名称でイノシシが呼ばれていたらしくて、いまだに続いているということは、皆さん年に一度は食べたいと、あの辺の周りの人がおっしゃっているということも伺いましたので、そういった伝統もあるし、またボタン鍋とか、そういったこともできると思います。

今、採算が合わないようなお話を伺いましたが、加工して販売するというのは非常に難しいと思います。成功している事例というのは、黒川温泉で今お宿がやっているお店と、あと熊本県阿蘇市の御夫婦でやっているお店があるのです。ここはもう予約が取れないのだそうです。どうやってやっているのか、そこまでは行ってみないと分かりませんが、非常にイノシシの肉というのはきれいですし、ボタン鍋と言われていたようにきれいですので、すごく見た目もいいですし、ヘルシーですし、これは少しずつ、相当数のイノシシがいるわけですから、そこを何とか活用して、イノシシの革で鞆作っている方がいらったり、いろいろ工夫してやっているのです、ただただ捨てるというのではなく、何かもうちょっと活用できるような方向に行ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 冒頭御説明申し上げましたけれども、販売するためには、やはりジビエ専用の食肉加工処理施設が必要です。その建設後の運営費であったり、さらには猟友会の捕獲体制など、ハード、ソフト、両面からの課題があると思っております。

なお、目下の豚熱の問題もありますけれども、捕獲可能頭数、猟友会の捕獲体制を考慮し、それに対応した小規模な加工処理施設の運営が可能かどうか、併せて肉だけでなく、飲食店で協力をいただくことも必要でありますので、そういう小規模な処理施設の運営が可能かどうか等を含めた関連の研究を進めていきたいと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 宮崎駿さんの名言に、大事なことは大体面倒くさいと。だから、面倒くさいなと思ったら、それは大事なことののだということを先生がおっしゃっておられたのを思い出したのですが、できないと思うと何でもできないのです。だから、少しずつ、どうしたらできるだろうか、あっちの工夫、こっちの工夫、皆さんの意見を聞いて、イノシシがかなりいるわけですから、大きい施設だと頭数が足りない。猟友会の人も足りない。そういうのではなくて、では少しでもできるということを考えていただきたいし、実際はやっているお店もあります。ただ、加工品に対してはあまり成功事例が、調べたらなくて、お料理として提供するということが成功しているというか、需要があるような気がしますので、ぜひそういったことを考えて、小さい加工場でもいいですし、身の丈というか、例えば空き家などを利用した加工場を造るとか、そういったことも考えながら、進めていただけないものではないでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 空き家を活用してというお話もございましたけれども、まずはやはり小規模な

加工処理施設、あとはイノシシを捕獲される猟友会のお話もお聞きしながら、地域でそういう身の丈に合った施設の運営ができるかどうか、それについては研究していきたいと思えます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） よろしく願いいたします。

次に、空き家の件についてお伺いしたいと思いますけれども、米沢駅から小野川温泉まで車で行くと、本当に空き家と空き地がかなりあります。旅行者にとっては本当に不安だ、小野川温泉はあるのかという不安な材料が多々あると思うのです。そういったものに対して、地権者がいるわけですし、勝手に市のほうでできるというものではないと重々存じておりますけれども、もう少し目に見える対策というのはないのでしょうか。お伺いいたします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 先ほども壇上で申し上げましたが、空き家利活用支援事業補助金ということで、様々な補助メニューを用意してございます。例えば家財片づけ等の支援事業ということで、空き家バンクに登載されている空き家について、こういったものも御利用できますし、例えば隣地取得支援事業ということで、周辺部の狭隘な宅地については、その取得をすることによって良好な宅地として利用できるような補助制度もございます。

一番大きいのは、空き家改修支援事業というものがございまして、令和2年度について21件、950万円ほどの御利用をいただいているという状況であります。こういったものを活用しながら、やはり一步一步空き家対策を進めていく必要があると捉えているところであります。

そういった中でも、空き家対策は発生の予防であったり、適正な管理、利活用、管理不全空き家の対策と、こういう4つの視点を持って今後とも継続していくものと考えているところであります。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 空き家になる理由としては、別な住居へ住み替えるとか、居住者が死亡している、例えば施設に入るとか、入院するとか、高齢者のみの世帯が増加しているという傾向がありますけれども、ここがちょっと問題で、高齢者世帯が増加しているということは、今後も増えていくということだと思えます。結構マンションとかアパートとかが建っていきまして、高齢者になると雪の対策というか、雪かきが非常に厳しいということで、マンションなり、アパートなりに移るということも大きな要因の一つだと思います。

こういったところの対策というのは、何か考えていってほしいのでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 空き家になる原因については、様々あるかと思えます。高齢化であったり、核家族化であったり、その家を相続する人がいないなど様々な要因がございます。そういったことから、補助制度などを設けながら解決していきたいと思っておりますし、先ほど雪害の話もございましたので、本市の雪害対策についてもお話をさせていただきますと、降雪期には空き家の屋根に雪が積もりまして、近隣の方から倒壊の危険性や屋根からの落雪によって通行の妨げになったなどの雪害に対する通報がされる場所があります。本市におきましては、受付体制を24時間体制にしておりますので、市役所に連絡いただければ、市の担当者が現地等の調査を行いながら、所有者が存在する空き家であっても、緊急性があるといった場合については、市において応急措置をするなど、所有者がいない空き家については、その後の対応については市が検討するといった、空き家の雪害に対する対応をしている場所があります。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 空き家の対策に米沢市で大変努力なさっているというのは理解してお

りますが、ますます大変なことになると思っております。ただ、空き地の利用については、いろんなところで利活用している例を申し上げますと、結構いろんなところで活用していらっしゃるって、山口県の宇部市などでは、若者クリエイティブコンテナ、コンテナを小さい図書館やカフェにして使っていたり、空き地を地権者の方から3年更新で借りて、そういうことを行っている。また、佐賀県でもわいわい！！コンテナプロジェクトということをして、若い人たちがいろんなアイデアを出して、工夫して、何とかしようと思ってやっている場所が多く見られます。

また、ヨーロッパなどでは、空き地というか、そういうところに対しては緑化というか、緑の公園みたいな、ポケットパークというのでしょうか。そういったことに空き地を利用しているということがありますが、米沢市は豪雪地帯ですから、冬のことも考えると厳しいところもあるのかと思うのですが、そういったいろんなアイデアを出して、そういったことを活用するという方法は考えていらっしゃいますか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 空き家解体後には、その土地を利用していかないと、良好なまちづくりにならないわけでありまして。そういった観点から、米沢市でも空き地の利用促進というところで、あるいは町内会とかで、その空き地を解体後に公的な利用というところ駐車場であったり、そういった利用についても今されている状況でもありますし、先ほど議員から様々なアイデアをいただきましたので、その辺を念頭に置きながら、様々な今後研究をしてみたいと考えている場所があります。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○12番（関谷幸子議員） 最後になりますけれども、観光地の空き家の対応というところで、鶴岡市で略式行政代執行ということで、国の補助金を頂きながら、市で解体したという事例があるので、こういったことはかなり難しいと私

も思っておりますけれども、そういったことも最終的には考えるということもあるのでしょうか。小野川温泉の大きい空き家は、もう今すごい、それこそ猿のすみかになっていたり、野良猫のすみかになっていたり、非常に衛生的にもよくないような状況もありますので、そういったところもお答え願いたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 観光地における景観というのは、非常に大事だと思っているところであります。

先ほど具体的なところがありましたが、代執行という部分につきましては、法的なものに位置づけられないとなかなか難しいという状況でありまして、例えば倒壊のおそれがあったり、衛生上有害なところになるとか、適切に管理していないで、景観形成、景観上損ねているとか、そのほか周辺環境保全のために放置することができないなど、様々な厳しい要件があつて、それが認定されますと特定空き家というところで法的に認定されますので、そういったことになれば、最終的には代執行ができるということになっております。

ただ、この条件だけでも相当ハードルが高いものとなっておりますので、ここまでいくには、相当の年月と様々な対策と、あと地域住民などとも様々な協議をしていきながら、対応していかなければならない課題であると、そういった捉え方をしているところであります。

○相田克平議長 以上で12番関谷幸子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時06分 休 憩

~~~~~

午後 1時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、電子マネーや地域通貨の導入について外2点、1番鳥海隆太議員。

〔1番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○1番（鳥海隆太議員） 皆さん、お食事後、こんにちは。一新会の鳥海隆太でございます。

私の今回の質問に入る前に、毎回そうだったのですが、時候の話題などを取り入れながら質問に入っていく、そういったスタイルでありましたが、明日であれば真珠湾攻撃という話題から入ろうかなと思ったのですが、今回はそういった話題を一切抜きにして、すぐ質問に入りたいと思うのですが、その前に皆さん、積小為大という言葉は御存じでしょうか。この言葉は、勘のいい方は、この漢字を思い浮かべながら、こういうことだろうと考えていらっしゃると思うのですが、大事を成さんとすれば、小さなことから積み上げていく。それがやがて大事に至っていくと、大きな事柄ですね。そういうものに近づいていくということでございます。こつこつとやっていくということであります。この大事を成すことばかり考えて、間のことを飛ばすと、大事には近づけないよと、だからこつこつやりなさいよという言葉でございます。常にこうありたいというように私は常々思っておりますし、行政の皆さんも、ぜひこういう積み上げということを考えていただきながら進めていただきたいと思います。

質問に入る前に、もう一つなのですが、先日の話です。私にこういう話がありました。実はプレミアム付クーポン券の話でございました。これはどういったことかという中身なのですが、御存じのとおり、この間プレミアム付クーポン券を販売したわけです。販売に至るまでは、手を挙げたい方々を募って、そしてそこで選んでいくということでありました。前回は500に対して、ちょうど500と聞いております。今回は、その500に対して599件応募があったということです。緊急経済対策として、皆さん非常に期待しているとい

うものでございましたので、そのぐらい応募があったのかと思いました。ところが、この599件と  
いいですか、者といいですか、その方々を全て拾  
い上げるわけではなかったと。500者だけ選んだ  
と。それも抽せんを選んだということでございま  
す。私がお話をいただいたのは、その抽せんから  
外れた99者の中の1人でありました。本市の経済  
対策は抽せんなのかということでありました。

その話を聞いたときに、前回もたしか同じよう  
な議論があったということで、抽せんはないだろ  
うと考えておりましたが、やはり抽せんであった  
と。説明を聞いたときには、全部委託している  
ということで本市には責任はないと、簡単に言えば、  
そういう答えでありましたが、残された99者がか  
わいそうだということで予算化されたのだと思  
います。

今回の一般質問、私以外の方々、これからも出  
てくると思いますが、質問、答弁の中にSDGs、  
こういった言葉が出てきておりました。私数えて  
おりましたら、6回ほどワードとして使われてき  
ました。本日ですけれども、結構真剣に捉えてい  
るのかと。また、市のこれから進もうと、やっ  
ていこうという中にもSDGsが入っている。鷹山  
公からもつながっているということでありまし  
たが、SDGsの真髄は何でしょうか。1人も取  
り残さない、そういうことではないのですか。し  
かし、行ったことはどうだったでしょうか。取り  
残さないどころか、選別にかける。選んだ。そ  
ういうことでありました。

もうちょっと言わせていただくと、この発売方  
法は店頭販売でありました。私がある店で聞いた  
話によりますと、開店10時であるのに朝5時から  
並んでいたという方もいらっしゃいました。行け  
る人はいいのかもしれない。しかし、身体的な事  
情やいろんな事情で行けない人はどうするのだ  
ろうかと。それもSDGsに照らし合わせて見て  
いただきたいと。それがこれから本市の進もうと  
していることですかと。これは質問ではないです。

私、イントロダクションの部分でしゃべっており  
ますので、果たしてそれが適切な道なのだろうか、  
私は疑問を持たざるを得ない。もし今後もそう  
いうことが起こるのであれば、SDGsを下げたほ  
うがいい、やめたほうがいい、そのように申し上  
げたい。これは質問ではないですから、産業部長、  
答える必要ないですけれども、私はそのように思  
います。

これからもそういったクーポン事業を行おうと  
するのであれば、よくよく考えていただきたい。  
私は選ばれた人、並べる人だけのそういった事業  
であれば、そんなものはやめて、市民全員にちょ  
っとずつ配ったほうがいいのではないかと、考え  
方を変えて、そうしたほうが手続も楽ではないで  
すかと私は思います。ぜひ考えていただきたいと、  
冒頭、質問ではございませんが、話をさせてい  
だきたいと思います。

私の今回の質問は、まず、前回といいましても  
私質問したのは6月でありますから、6月に電子  
マネーの導入について、地域通貨の導入について  
質問させていただきました。その後の状況ですが、  
やはりどうなったのか気になります。といいます  
のは、6月のあの時点でさえ、電子マネー、キャ  
ッシュレス、いろんな話が盛んに上がってきた状  
況でございました。その6月から現在に至るまで  
もどんどん加速している。その証拠に、いろんな  
自治体で似たようなことをどんどんやり始めて  
きている。新聞や情報雑誌、またネット上を検索  
しても、そういった話題が大きいと。そして、そ  
ういった電子マネーとかを導入して、地域循環に  
つなげようという動きが活発化してきておりま  
す。まして、コロナ禍、有効だということでしき  
りに研究しているところもあります。

そういった中で、前回6月に質問してから、そ  
の後の状況はどうかということ、改めてどう  
なっているかお聞かせいただきたいと思いま  
す。

次の質問ですが、私は本市内で経済の循環を大

いに進めるべきだと思います。金額が多ければ、それだけ循環も大きくなってくるし、循環のいいところというのは、やはり乗数効果が生まれるということだと思います。大きい仕事、民間の話をするわけにはいかないの、市で行う事業といたしまして、大きいのはやはりこのような建物、市庁舎のときにも話をしましたし、今進んでいる病院、これから出てくるであろう学校、そういったものが今後出てくるだろうと思うのですが、市庁舎のときにも申し上げましたが、私は先ほど申しましたように、地元で経済循環をつくるために、やはりＪＶの業者は、米沢市内の業者、またもう少しと広げて２市２町なのか、置賜圏域なのか、そういった中で構成すべきだと以前から申し上げさせていただいております。地元で行う事業ですから、地元でやったほうが絶対いいに決まっている。どこかの大きい業者、資本の大きいところに入られて利益を分配されるよりは、地元の業者で行うべきなのではないだろうかとは以前から申しておりましたし、これからも考えております。残念ながら市立病院は違う形になっておりますが、それ以降の仕事でも、発注されるだろう仕事でも、そうなることを祈るばかりであります。

その現在までの状況、私もさっき言いましたけれども、言っている。そういった状況を踏まえながら、現在までの発注状況はどうなのかという現状をお聞かせいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、地元業者が行うべきであると。乗数効果も生まれてくる。そういった波及効果、こういった部分をどう考えていくのかも聞かせいただきたいと思います。また、私は地元の業者で組むべきだと申し上げておりますが、なぜそれが実現しないのか。大体施工するときは、地元建設会社の方々が協力して作業を行っている。本体の大本のところは、直営を連れてきて行くと。特殊な建物、新庁舎に限って言えば、免震についてはメーカーが行う、そういったこともあろうかと思うのですが、ほとんどそういった

工事でも地元で行っているという状況。その中で、なぜ地元だけで仕事ができないのか、理由は何か聞かせいただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、私は常々思っているのですが、公益性とは何なのであろうかと常々考えております。本市の発注する仕事でも、いろんな地区に対する補助でも、いろんな団体に対する補助でも、果たして公益性とは一体何なのであろうかと。辞書を引いてみると、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると。このように辞書の上では、国語的な意味では書かれておりました。公共事業などの本市事業は、全て公益性に基づいて実施されていると私は思います。

思い起こして見ると、数年前の事業でありましたが、平和通り商店街アーケード撤去工事です。これを考えてみたときに、果たしてあのときの公益性の基準は一体何だったのであろうかと。どのような物差しではかったのだろうか。また、そのときは何か特別な行政判断、そういった判断があったのか。部長が判断したのだろうか、市長が判断したのだろうか、そういった政治判断だったのだろうかと思うわけであります。この事業の公益性とは一体何だったのであろうか、お聞かせいただきたいと思います。

あわせて、今中心部でデパートの解体が進んでおります。大分進んでおります。半分以上はもう解体されたのではないのでしょうか。これは国の事業を利用して行っているわけですがけれども、市もお金を出しているということで、この事業に対する公益性も一体何だったのであろうかと、併せて御答弁いただきたいと思います。

以上、壇上の質問になりますが、答弁をよろしくをお願いします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、１の電子マネーや地域通貨の導入についてお答えいたします。

去る６月定例会における鳥海議員からの一般質

問では、キャッシュレスによるプレミアム事業やデジタル地域通貨について、仕組みづくりを検討していくとお答えしたところであります。この一般質問を受け、ＩＣＴ推進チームの１グループが、地域通貨・電子マネーの調査研究を現在行っているところであります。

ＩＣＴ推進チームと申しますのは、新たなＩＣＴ技術を活用した市民サービスの向上を目指し、各部から推薦された若手職員によって昨年10月に結成した庁内の研究グループであります。職員約20名を４グループに分けて編成し、本市と連携協定を結んでいるＮＥＣパーソナルコンピュータ株式会社の職員の指導、助言をいただきながら活動を行っております。

ＩＣＴ推進チームでは、まず先進自治体における地域通貨などの事例調査を行いました。その調査において、地域通貨には地域内における経済循環という点でメリットがある一方、システム導入費用や使用料が高額になりがちであることや、地域内店舗や住民の方への広がりが限定的になってしまうなどの課題があり、多くの地域で当初見込んでいた成果が必ずしも出ていない実態が浮かび上がってきたところであります。

そうした中でも実現可能な取組を研究し、現在、ふるさと納税の返礼品として、電子ポイントを付与する事業の実施を検討しております。

本市に観光などで来られる方からふるさと納税をしていただき、市からその返礼品として寄附額の30%程度の電子ポイントを贈呈し、寄附者の方はその電子ポイントを市内の地場産品や観光サービスを提供する店舗で、買物や飲食の際に使用する仕組みであります。ふるさと納税のポータルサイトを運営する企業がこの仕組みを構築しており、既に実施している自治体がございます。今後、この電子ポイントを使用できる協力店舗を広く集める方法や、寄附者への周知方法などを検討し、令和４年度中にはふるさと納税の返礼品の一つに加え、運用を開始したいと考えております。

この事業を推進しながら、地域通貨等の調査、研究もさらに進めていきたいと考えております。私からは以上であります。

○相田克平議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、御質問２のうち、初めに、市内業者だけでジョイントベンチャー、いわゆるＪＶが構成できないかについてお答えいたします。

ＪＶにつきましては、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより、工事の安定的施工を確保する場合など、工事の規模、性格等に照らし、ＪＶによる施工が必要な場合に活用することができるものであります。

本市では、米沢市建設工事共同企業体実施要綱において、土木または建築に係る工事で、設計金額が３億円以上のもの、または特殊な技術を要し、かつ、工事の円滑な施工を図るため、特に技術力の結集を必要とするものなどの工事に活用できると定められております。

本市におきましては、市立病院を除き、過去10年間のＪＶによる工事の実績は８件となっており、このうち市外の事業者が代表構成員となったものは３件となっております。３件につきましては、新庁舎建設工事、庁舎解体工事、人工芝サッカー場グラウンド建設工事となっております。そのほか５件につきましては、全て市内事業者のＪＶによる工事ですが、新道の駅新設建築工事、新文化複合施設新設に係る建築工事・機械設備工事・電気設備工事、それから第四中学校増改築建築工事となっております。

また、新庁舎建設工事の設計施工者の選定につきましては、設計施工一括発注方式による公募型プロポーザル方式を採用し、設計施工者に求められる資質として、厳しい工期と限られた予算で完成させるため、類似施設の設計、施工実績があることのほか、労働力の確保能力、資材調達力、コ

スト競争力に優れていることを必要としたものであります。

さらには、新庁舎の機能として重要となる、議員お述べの免震装置の設置工事につきましては、型枠工事やコンクリート工事等に精緻な施工が要求されることとなりますが、その施工はメーカーをはじめ、各工種ごとの下請業者による施工が必要となります。総合建設業者の現場代理人は、これら複合する工種を総合的に統括する高い施工監理能力が備わっているものと認識しております。

このようなことから、JVの代表構成員は、建築一式工事の総合評定値の点数が1,700点以上の者とし、構成員のいずれかが延べ床面積5,000平方メートル以上かつ免震構造の施工実績を有することなどを要件としたところであります。その結果、新庁舎建設工事の施工者につきましては、総合建設業を代表構成員とし、その他の構成員は市内に本社を有し、建築一式工事Aランクの者とのJVとなったものであります。

また、庁舎解体工事につきましては、地下躯体解体の考え方に関しまして、市内の建設業者5社に対して事前にアンケートを行いました。その内容は、解体時の地下水対策を含む仮設計画について、市で検討している工法によっての解体が可能であるかを確認するものでありました。これにつきましては、工事の安全性を図りながらも、解体費用を抑制する有効な工法として考えたものでありますが、アンケートの結果では、5社のうち4社が難しい、1社が可能であるという内容でありました。

このような結果を踏まえ、地下躯体解体の遅延により、工期延長や様々なリスクにより建物解体後に予定している外構の駐車場整備も遅れるなどの支障が生じ、市庁舎を御利用する方々に御不便をおかけしてしまうことのおそれを避けるため、さらには別工法の採用による工事費の増額も抑制する必要があったことから、多くの知見や不

測の事態などにも対応できる業者を選定したものであります。

次に、本市の建設工事は地元業者ですべきでないかについてお答えいたします。

本市の工事等の発注に当たりましては、本市競争入札参加者登録簿に登録されている市内の事業者を指名し、入札等に付することを基本としております。これは言うまでもなく、市内の事業者が受注することにより、当該工事に必要な労働力や資材等が市内事業者から供給され、市内の経済活動に大きな波及効果が期待できるものであります。

今年度におきまして、11月30日現在、契約検査課において入札を実施し、契約に至った工事は65件、このうち市内事業者による工事は57件であり、約9割が市内事業者となっております。

なお、市外の事業者が受注した工事につきましては8件であり、このうち県内事業者が4件、県外事業者が4件となっております。その主な理由といたしましては、事業者の選定において、精密機器等の工事の保守点検事業者などに限定されたことや、有資格者を有する事業者が市内に存在しないなどが挙げられます。

このように指名に当たりましては、原則として市内事業者を優先するものとしておりますが、必要に応じて置賜管内事業者、県内事業者、県外事業者の順に枠を広げて対応しているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、3の行政判断の公益性とは何かのうち、平和通りアーケード撤去事業についてお答えいたします。

平和通りアーケードにつきましては、これまでの経緯であります。昭和52年度に国の中小企業高度化資金制度を活用し、平和通り商店街の活性化、通行する市民などの来街者の利便性向上を目

的に設置されましたが、40年余りの経過に伴い、経年劣化による柱脚の腐食や天板等の損傷が著しく、それらの一部が既に倒壊するなどしており、老朽化したアーケードが冬期間の積雪荷重によって倒壊するおそれが高いとの判断から、当時の平和通りアーケード管理会から本市に対し、アーケード撤去に係る財政支援の要望書が提出された経緯がございます。

商店街が設置したアーケードにつきましては、所有者であります商店街組織に管理責任がありますが、全国的に商業集積機能を失った商店街組織が、アーケードの維持管理はもとより、撤去費用を捻出することも困難な状況にあり、適切な管理が行われないまま老朽化が進行し、来街者をはじめとした通行人の安全が確保できないなど、全国的に社会問題化したことから、国としても安全で快適な商店街環境を確保し、都市機能の一部としてアーケードを通行する人々の安全を確保することは公益性が高いものと判断し、商店街が保有するアーケードを撤去する際に係る経費の一部を助成する制度が創設されました。

しかしながら、本市の平和通りアーケードの撤去の検討を始めた時期には、既に国の助成制度が終了していたため、この支援を受けることができない状況でありました。

また、本市におきましても、市独自の支援策である商店街施設近代化環境整備事業費補助金を創設しており、その中の補助対象経費にアーケードの撤去費用も盛り込んでおりましたが、補助上限額が500万円、または補助対象経費の2分の1以内と規定されていることから、当時平和通り商店街では商店の相次ぐ廃業による会員の減少により、自己資金の調達が極めて困難であり、その活用も難しい状況でありました。

このようなことから、市としましては、平和通りが児童の通学路に指定されていることや、アーケードが日々不特定多数の市民が通行する公道上に設置してあること、また冬の積雪に耐え切る

ことが難しいとの現地調査の結果を踏まえ、倒壊などの重大な事故が発生する危険性が極めて高いと考えまして、市民を危険から守り、安全・安心を確保するという観点から、その撤去は公益性があるものと判断し、平和通りアーケード管理会や商工関係団体と協議を重ね、アーケード解体工事に係る費用の一部について、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」との規定に基づきまして、補助することを決定したものであります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、3、行政判断の公益性とは何かのうち、本市中心部のデパート解体工事の公益性があると判断した根拠についてお答えいたします。

御質問の本市中心部のデパートの解体工事についてであります。当該建築物は昭和45年に建設された地上6階建て、床面積9,500平方メートル、鉄筋コンクリート造、百貨店の用途の民間大規模建築物であり、当時の耐震基準により建設されていることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法に規定する要緊急安全確認大規模建築物に位置づけられている建築物であります。

要緊急安全確認大規模建築物につきましては、特に災害時に建物が被災した場合の影響が大きく、公共性の高い建物であり、地域防災の観点から優先的に耐震化を図る必要がある建物であることから、法令に基づく耐震診断の義務づけ、及び耐震診断結果の公表が求められております。

本来であれば、当該建築物の耐震補強工事または解体工事につきましては、その所有者が自らの責任において実施すべきところではありますが、特に公益性等が高く、優先的に耐震化を図る必要があるとされている要緊急安全確認大規模建築

物につきましては、国の補助制度が創設されており、この補助制度を活用した上で解体工事を実施しているところであります。

本市といたしましては、当該建築物が耐震改修促進法を見据えた国の補助制度の対象建築物である、要緊急安全確認大規模建築物に該当することから、公益性がある建物と判断しているところであります。

私からは以上です。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 前回の質問、電子マネーの件であります、進められるところはもうどんどん進めていただきたいと思いますというわけでありまして。全で一斉に進めろというわけではなくて、進められるところは早く進めて、幾らでも早く、使いやすいものを考えていったほうが、やはり市民のためと、市民にプラスになるのではないかと考えますし、中には電子マネー、電子媒体、そういったデバイスを使えない方もいらっしゃると思いますので、やはり紙媒体も両立で検討していく必要があるのかと思いますので、今後とも詰めていただきたいと思います。

J Vの件なのですけれども、壇上でも申し上げましたが、工事するのは地元業者なのです。人集めだとか、材料どうのこうの、技術者どうのこうのということもおっしゃっていましたが、全て実際に動くのは地元の業者なわけです。地元の業者がやっているわけですから、J Vを組んで地元でできないわけがない、このように思うわけなのです。

私は、何も別に業界から言われて、こんな質問しているわけではないです。市内の経済循環をいかにつくるかということ考えたときに、大きくお金が動くのであれば、それはそこからやっていったほうがいいと。私は前にも言いましたが、県外から、米沢市外の業者が米沢市に来て仕事をしていく、それはそれでいいですけれども、市民のお金も使うわけですから、ぜひとも米沢市

内の業者の方に循環していただきたい。このように思うわけです。外にお金を持っていかれるのは非常に悔しいと。市内で循環をつくるべきだと。

先ほど私が、技術的には問題ないと思いましたが、見解といいますか、先ほどのような答えになるのかと予想はしますけれども、私は地元の業者にやってもらいたい。そういう思いで質問しておりますが、不可能なのでしょうか。こういった考えというのはどうでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 壇上でも申し上げましたが、第一義的には私たちも地元業者、市内の事業者を指名して受注していただきたいと思います。なので、過去10年間の間での市外の事業者が代表構成員となったJ Vにつきましては、3件にとどまっているわけでありまして、いずれも特殊な事情を要したことから、いわゆる県外の大手事業者が代表構成員となったJ Vとなっておりますけれども、特に庁舎につきましては、当時としてはオリンピック需要などもありまして、労働力確保、資材などのこともあったことから、どうしても、当然技術力もありましたけれども、そういった背景がありますので、県外の事業者のJ Vになったところでありますが、できるだけ市内事業者のJ Vになるように今後も進めていきたいと考えております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 特殊な事情というのは何なのでしょうかと言っているわけです。特殊な工事といっても、とどのつまりは、地元の業者が全部施工するわけではないですか。違いますか。外から本体が来て、本体が直営で仕事をするわけではないと言っているわけです。これは前部長のときからもおっしゃっておりますけれども、私も申し上げておりますけれども、そういった違いはないではないですか。それは1兆円売上げがある会社と比べられたら、それは違うと言う

かもしれないけれども、技術的には全て地元の業者が支えているわけでしょう。それでピンはねされてほかに持っていかれる。こんなの悔しくないですか。全部米沢市に落としてほしい。それで循環をつくってほしい。それが米沢市のためになるのではないのでしょうかと言っているわけです。何でそういった仕組みを考えられないのでしょうか。最初からできない理由を、何か並べられているだけのように聞こえるのです。ぜひそれは考えていただきたい。

これは、本当にもう何年も前から申し上げておりますけれども、全然進まない。この庁舎を建てるときも同じようなことを申し上げました。計画するときも。そして、こう申し上げました。同じようなことを言われました。では、そこまで引かないのだったら、どのぐらい地元に協力してくれる、還元してくれるのだということを申し上げました。そうしたら、毎月毎月は大げさかもしれないですけども、どのぐらい工事金額の中から地元が発注しているというものを出示してもらいました。これはこれでよかった。でも、本当は全て米沢市内の業者に、地元の業者に発注してほしい。こういうことなのです。

そういう中で、私は解体工事も一体の考え方とっておりましたが、解体工事は名前こそ地元の業者が入っておりますけれども、実際作業しているのは県外の業者ということであります。そして、私は先ほど申し上げたように、どのぐらい地元に地域貢献してくれているのか。その考え方は、解体工事私も一緒だと思っていたのです。しかしながら、そういうものは一切示されておらない。これはどういったことなのでしょう。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 発注部署といたしまして、業者選定部署に様々発注する前に技術的意見を申し上げておりますので、そういった観点から答弁をさせていただければと思います。

地元貢献の縛りをなぜ庁舎解体で設けていない

のかという御質問かと思います。

一般的な建設工事の工事監理を行う場合は、高く求める項目は、安全管理であったり、工程管理はもとより、品確法に基づく品質管理も高い水準を求められております。

このたびの解体工事につきましては、当然のことながら、解体することが最大の目的であることから、この工事の性格上、一般的な建設工事と比較いたしまして、コストをいかに削減できるかが大きなテーマとなったところであります。こういったところから、価格競争を受注者に求めていく方法を最優先順位といたしましたことから、今回指名審査会にお諮りして、ＪＶの指名競争入札となったところであります。

いずれにいたしましても、でき得る限り、先ほどこから議員がおっしゃられている、地元経済に資するという観点に基づきまして、地元業者にもＪＶの構成員として参画いただきまして、地元事業者の収益はもとより、当該地元事業者のネットワークを活用していただきながら、幾らでもそのほかの事業者にも、本工事に関わっていただくような環境を創出したと。そういった狙いをして、今回のような業者選定になったものであります。

ただ、その参画の狙いは、思いどおり、そのような形になっておらないという状況でもありますので、これまでもＪＶに対しまして、地元業者の活用についてお願いしてきたところでありますが、これからも折に触れまして、継続してそういったお願いをしていきたいと考えているところでありますので、御理解いただければと思っております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 今申し上げている解体工事については、どのぐらい地元貢献がなされているのか、出していただきたい。見せていただきたい。先ほども言いましたけれども、議会との約束だったと私は思っております。どのぐらい貢献ができるか、貢献するよにということとは、あのと

き、この市庁舎の計画を進めるJVを認めるに当たっては私は条件だったと思います。それは、解体工事もちろん含まれていると思っておりまし、揺るぎないものと確信しております。

そして、地元だけでJVを組む、これはもう当局側から言わせれば、あれが足りない、これが足りないと言うかもしれないですけども、技術が足りないと言うかもしれないですけども、足りないのだったら、育てるのが行政ではないですか。実績がないから駄目です。あるわけではないではないですか。そんな、させてもいない工事、実績をどうやってつくれるのですか。そうでしょう。違いますか。だから、皆さんがどう考えているかわからないですけども、私はせめて地元で行う工事については、地元業者に頑張ってもらいたい。そういう気持ちなのです。そうすることが、市内の経済循環にもつながると確信しておりますので、そういった育てることも考えていただきたいが、どうでしょうか。

あともう一つです。市立病院、私はこの市立病院もしっかりと地元貢献が、どのぐらいの度合いで行われているのかというものは報告すべきであると。市庁舎からの流れを考えると、そういうことをすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 JVにつきましては、今後、最大限の努力をしまして、市内の事業者をお願いするようにしていきたいと考えております。

○相田克平議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今回病院建設に当たっては、プロポーザル方式を取らせていただきました。その際の評価で、地元貢献ということで、点数を高め設定したところです。

今回のJVにつきましては、地元貢献20億円という具体的な数字を出してくださいました。現在、最近の進捗率はまだ5,000万円ほどということで、進捗率はそんなに高くないのですが、今後折に触

れ進捗状況を確認させていただいて、20億円を達成するように監視していきたいと思います。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） ぜひJVの件は進めていただきたい、考えていただきたいと。悔しくないですか皆さん、米沢市に住んでいて。ほかの業者が入ってきて、仕事して、上前をはねていく。悔しくないですか。私は悔しいですよ。全部循環してもらいたい。米沢ファースト、言い過ぎかもしれないですけども、そのぐらい思っているということでもあります。皆さんもぜひ市民のことを考えると、そのぐらい、どんなことでも考えていくべきではないかなと思いますので、よろしく願いたい。

あと、市立病院なのですが、ぜひ報告を出してもらえればと思いますので、お願いいたします。

公益性の話でありますけれども、先ほど法的にもということがありました。法的な部分を参照されて述べていただきましたけれども、果たしてもとのアーケード、公益性という考え方から、使われ方も含めて、設置されたものなののでしょうか。私は単純に、最終的には売上げということを考えた商業的な施設だったのではないかと思います。そういった施設が、最終的には公益性の下に撤去されるわけなのですが、もしこれが商業的なものではなくて、もっと公益性のあるものであったら、もっともっと早く撤去できたのかと思いますが、どのように考えますでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 アーケードにつきましては、市でも公道上に設置するという事で許可を出しております。それは、通行する不特定多数の人が雨、雪を避けると。そして、快適に通行するところから、そういうアーケードの設置について認めているものであります。ですから、その撤去に当たって、本来は設置者が一番責任を負うということが基本になりますけれども、市でも設置を認めているところから、道義的な責任

も発生するという事。さらに、繰り返しになりますけれども、今今、もう落ちて危ないという状況もありましたので、それは通行する不特定多数の人、ひいては市民の安全・安心を確保することから必要だと考えて、撤去したものでございます。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 私は、今お話を聞いていて、安全性の面からも撤去するのが公益性に合致するという壇上からの答弁だったかと思うのですけれども、私はそうではないと思うのです。そういうことではないと思うのです。今部長が答弁したように、市で設置を認めた部分があると。そういうところから、公益性ということを引き合いに出してきて、市でお金を出したということではないかと私は思うわけなのですが、そうではないのですか。やはり市がある程度認めた責任があるからということではないのですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 アーケードの撤去につきましては、管理する管理会、当時のアーケード管理会が一番の責任を持つべきであります。しかしながら、アーケード管理会の財務状況を見ますと、非常に厳しい状況ということもお話を聞いておりました。公益性の確認もさることながら、その補助をする団体の適格性の確認ということで、団体の財務状況を確認した上で、最終的に補助金を交付する結論に至ったところです。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） ずばり聞きます。もしこれが、市が設置した建物であつたらどうなのでしょう、構造物だつたらどうなのでしょう。ずばり聞きますよ。市で設置しました。地区に移管しました。地区が維持できなくなりました。同じような、もっともっと単純な話なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 アーケードに関して申し上げ

ますけれども、最終的にはやはり管理している団体なり管理会が責任を負うことになります。ただ、この撤去の場合、申し上げましたけれども、今の危険性が迫っていると。それが不特定多数の市民の安全を確保するという観点に立って出したものでありますので、その事案、事案に応じて考えていくべきものだと考えております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 事案、事案はあろうかと思いますが、やはりこのアーケードの話と一緒に例えだつたのではないかと私は思うわけです。アーケードよりもっと公益性の高い、設置目的からいっても、設置者からいっても、公益性の高い事例だつたのではないかと私は思っております。

産業部長に答弁を求めたのはあれだったのですが、総務部長の見解もお聞きしたいと思います。先ほどの、市が、行政が設置して、地区に移管したと。それで、それが地区で維持できなくなったと。その維持を市にお願いするという話でありますけれども、そういった話は私はもっとさらに公益性の高い話ではないかと考えるわけなのですが、総務部長の見解はいかがでしょう。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 補助金につきましては、地方自治法に定めがございます。公益上、必要がある場合について支出が可能という規定がございます。公益上、必要があるか否かにつきましては、やはり個々の事例に即して認定することになりますけれども、全くの自由裁量行為ではないとされております。客観的に公益上必要であると認められなければならないということになっておりますので、先ほど産業部長が申し上げましたが、アーケードにつきましては、あくまで危険を放置することで公共の利益が害されるということにおきまして支出した経過がございますので、公益性の判断につきましては、そういった客観的な判断の上に出すことになろうと考えております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 答弁は別に求めないですけども、市で設置したものですよ。市で設置したものが、今どうしても維持できなくなっている。そういったものの公益性は、市で面倒見てくれといったときに、公益性はあるかということ、今後考えていただきたいと思います。

○相田克平議長 以上で1番鳥海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時19分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市学校給食基本方針について、10番高橋壽議員。

〔10番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○10番（高橋 壽議員） 私は、米沢市学校給食基本方針について質問いたします。

（1）統合中学校に自校調理場を整備しようとした場合の必要面積とその算出根拠を明らかにしてください。

（2）統合中学校に自校調理場は建設するスペースはないと教育委員会はしていますが、その検証はどのようにされたのでしょうか。

（3）基本方針の実現に当たってのところに、小学校、自校調理方式の継続を基本としますとありますが、基本の意図するところは何でしょうか。

（4）現在小学校自校調理方式で行っているアレルギー食対応の食材とその品目数、また中学校給食センターで予定する食物アレルギー対応の食材とその品目数をお示しください。

以上、4点についてお答えください。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、米沢市学校給食基本方針についての御質問についてお答えいたします。

初めに、（1）の統合中学校に自校調理場を整備する場合の必要面積とその算出根拠はについてお答えいたします。

米沢市立学校適正規模・適正配置推進ロードマップに基づき、統合を進めた場合における統合後の中学校施設での自校調理場の施設配置や必要となる具体的な設備のレイアウトといった作業は行っていない。

また、議員お述べの面積につきましては、米沢市学校給食基本方針の策定に当たり、中学校における給食の提供方法を検討する際に、仮に統合後の中学校に自校分のみを調理する給食施設を整備するとした場合、統合後の各学校における生徒数及び教職員等の数に見合った調理食数を基にした設備規模及びそれらを収容する施設規模に応じ、最新の学校給食衛生管理基準を満たすために必要となる標準的な想定整備面積を、民間業者の協力を得て試算したものです。

給食調理施設の面積につきましては、国などが示す明確な基準があるものではなく、衛生基準等に沿った整備をする場合に、想定する施設設備の水準は、その給食調理施設を整備する主体の考え方により変わるものと考えております。例えば、10の学校給食調理施設があれば、同様の調理食数であっても、整備主体の衛生基準の捉え方の違いや調理従事者の労働環境に係る配慮の考え方の違いなどによって、厨房設備のレイアウトや作業動線に差異が生じ、それに応じて求める水準も異なることとなり、結果として施設面積もそれぞれ異なってくることになります。このようなことから、面積については、試算に当たっての考え方はお示しできますが、算定方法等の具体的な計算方法があるわけではありませので、お示しすることはできません。

次に、（2）の統合中学校に自校調理場は建設

できないとしたが、その検証はどのようにしたかについてお答えいたします。

中学校の統合を考えるに当たって、まずは統合後の中学校における学校教育活動に必要な機能は何か、そのための施設やスペースは確保できるかについて検証することになります。その上で、仮に学校施設内に全く利用する見込みのない遊休スペースがあれば、それはどのぐらいあるか、ほかの目的に活用できるかといった検討が可能になります。

このような視点で、本市における統合後の中学校施設を検証した結果、生徒数が増大する統合中学校においては、十分なグラウンドを確保したい、必要な教室を確保する、統合後に新たに運行するスクールバス通学の安全を確保する施設を整備するなどの新たな施設整備の必要性も加わることが明らかになり、学校教育施設として利用できるスペース、すなわち子供たちの学校教育活動に供することのできるスペースを最大限確保することが最優先であるとの結論に至りました。

また、学校施設の冬期間における雪対策についても十分な配慮をする必要があります。現在、一定の積雪があった場合は、日常的に押し雪除雪を実施し、押し雪により敷地内が狭隘となった場合には排雪を実施しておりますが、統合後の中学校においては毎日のスクールバスの安全な発着を確保するため、今以上の細やかな除雪や排雪に注意を払う必要があるものと認識しております。

このため、現在の冬期間における押し雪スペースを継続して確保するのはもちろんのこと、より多くの押し雪スペースの確保にも配慮する必要がありますと考えております。

したがって、議員お述べの差引き余る土地を、学校教育活動以外の目的に使用できるスペースという意味で捉えた場合、そのようなスペースは全くないと言わざるを得ないところです。

次に、（３）の基本方針の実現に当たって記載した、小学校、自校調理方式の継続を基本としま

すの基本の意図するところは何かについてお答えいたします。

学校給食基本方針を実現するための方法として、小学校については、現在採用している自校調理を継続するものとしました。学校給食基本方針の策定の際に、小学校及び中学校の給食提供方法を検討するに当たり、小学校において自校調理方式を維持するためには、小学校における給食調理施設の建て替えといった大規模改修が必要となり、その改修工事に要する期間も長期間に及ぶことが想定され、その場合、小学校施設内での給食調理が長期にわたって不可能になるとの判断に至りました。

そこで、あくまでも自校調理を継続するためのやむを得ない対策とはいえ、基本方針策定の時点において、自校調理ができない期間が将来的に生じることが十分に想定でき、当該小学校においてはこの間、自校調理方式での給食提供はできないこととなることから、そのような表現を用いたところです。

そして、当然この想定し得る小学校での自校調理ができない期間においては、今般整備を進める学校給食共同調理場からの給食提供により、小学校における給食を止めることなく継続することになります。このことは、本年４月に米沢市学校給食基本方針についての説明をさせていただいた際から重ねて申し上げているところです。

なお、議員御指摘の市政協議会における答弁についてですが、その際の御質問の前提としまして、今後米沢市立学校適正規模・適正配置推進ロードマップに基づき、仮に新たに使用する小学校の施設内に給食調理施設がない場合で、その小学校施設の近傍に共同調理施設が整備されとした場合、併せて当該小学校にのみ給食を提供するための調理施設を設置するのかという御質問に対してお答えしたものとと思いますが、新たな公共施設を整備するに当たって、規模の大小はあっても、給食調理施設という同種同質の施設を仮に、極め

て近傍に同時に整備しようということになれば、施設整備の効率性や財政的な優位性を考慮しないわけにはいきませんので、そのような整備を想定した場合には、共同調理場を当該小学校の給食提供調理施設として位置づけることも十分検討に値するものであり、むしろ検討しなければならぬものと考えられるといった趣旨から、教育総務課長が答弁させていただいたものです。

このようなことから、学校給食基本方針を実現するための手段としての小学校の給食提供方法について、自校方式を基本とした表現の趣旨に、さきの市政協議会での御質問に対する答弁における趣旨は含んでおりません。あくまでもさきの市政協議会での教育総務課長の答弁は、御質問に対する現時点での市としての考え方をお示したものであります。

次に、（４）小学校自校調理方式で行っている食物アレルギー対応の食材とその品目数は、また中学校給食センターで予定する食物アレルギー対応の食材とその品目数はについてお答えいたします。

本市では、学校給食における食物アレルギーの対応について、平成25年9月に策定し、平成29年4月に修正を加えた学校給食における食物アレルギーの手引及び文部科学省発行の学校給食における食物アレルギー対応指針に沿って進めております。

手引の中で、本市の食物アレルギー対応は、小学校においては除去食を提供、献立によって一部弁当持参、毎日弁当持参と3つの区分での対応と定めております。

また、中学校においては、生徒が各自で除去対応を行うとしており、一部弁当、毎日弁当持参については、小学校と同じ対応と定めています。

さらに、除去食について、現状の設備と人員で可能な範囲で実施することから、調理手順の最終段階でアレルゲンとなる食材を加える献立について、その食材を加える直前に取り分ける方法で

作成します。また、単品で提供するパン、牛乳、果物などを除去する場合もこれに該当するとしています。

これに基づき、現在調理過程において除去している食材につきましては、卵が最も多く、続いてリンゴ、バナナなどの果物類や、エビ、トマト、乳製品や乳成分が含まれているハムなどで、学校によりましてはジャコなどの魚類やカニ、大豆などがあり、市内小学校で除去している食材を合わせまして、延べ17品目に対応しております。また、単品での除去は、パン、牛乳及び乳製品、果物、魚卵等になっておりますが、本市においてはアレルギー除去対応食材の品目を統一していないことから、各学校の給食室の現状や人員等により対応が異なっているのが現状です。

共同調理場において目指している食物アレルギー対応につきましては、現在の生徒が各自で除去する対応から、さきに述べたような除去食の提供ができるようにするものです。除去する品目は、今後検討を重ねてまいります。義務教育の最終段階の中学生には、自分の食については自分でしっかり管理していける能力を身につけさせなければならないと考えており、将来的な食の自立に向けた段階的な指導も行っていきたいと考えております。

つまり、除去してもらうというところから、自分で除去できるという、大人になった際でも自分で対応できる力をつけることが、本市の中学校の学校給食におけるアレルギー対応の役割であると捉えております。

今後検討を重ね、統合中学校の給食開始までに、中学校版のアレルギー対応の手引を策定するなど、安全、安心な給食の実現に向け、取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 最初の統合中学校に自校調理場を整備しようとした場合の必要面積の

根拠ということをお尋ねしたわけですが、標準的な整備面積をいろいろと検討したということで、考え方は示せるけれども、具体的にその根拠は示すことができませんということでした。つまり、これまで私たちが情報公開開示資料で知り得た、（仮称）東中学校550平方メートル、それから（仮称）南西中学校550平方メートル、（仮称）北中学校470平方メートルという数字があったわけです。それで質問いたしましたところ、教育長は9月の一般質問の答弁で、教育委員会から今の数字をお出しになって、いろいろ御説明、答弁したわけです。それで、その答弁を聞きまして、550平方メートルなり、470平方メートル、その積算根拠は分からないのだと、示せないのだとおっしゃいました。

しかし、考え方の中で、今答弁があったのですが、その統合時の生徒の数、プラス、教職員などの数をプラスした食数というのが関わってくるということは今おっしゃいました。それから、9月の予算委員会でもその積算根拠はと私が聞きましたところ、食数と、それから一般的なアレルギー対応室の面積、あるいは食缶などその他様々ということでした。

それでは、お聞きしますけれども、食数についてお聞きしたいと思います。この面積を出すときに、（仮称）東中学校、それから（仮称）北中学校、この面積を出すときの食数は幾らと想定したのですか。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 積算根拠はということを通告していたわけでした。

それではお聞きしますけれども、食数というのは、統合時の、先ほど申しましたように生徒数、プラス、教職員の数と思うわけです。そうしますと、教育委員会が検討した当時の3月24日の協議会での資料を見てみますと、（仮称）東中学校、これは令和7年に一中と五中が統合して新たな（仮称）東中学校ができます。そしてその後、令

和11年に七中が統合予定で、なりますけれども、そのときに（仮称）東中学校に自校調理室をつくった場合の食数のマックスになります。最大の数になります。それが、この資料ですと616食となっています。それから、（仮称）北中学校は令和8年に開校するわけですから、578食となっています。この数字に間違いはないですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 すみません、確認させていただきたいと思います。（「通告していますって」の声あり）

○相田克平議長 時計を止めてください。

答弁大丈夫ですか。森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ございません。再度、今議員がおっしゃった、その資料について教えていただきたいと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 資料といえますか、さっきから申し上げているように、食数といえますから、食数というのは自校調理方式で作った場合、それからセンターで作った場合も同じように食数があるわけでしょう。その食数というのは、児童だけでなく、先生方もお食べになるということで、生徒の数と教職員の数を合わせた数ということです。その数をお聞きしているのです。その数が、積算根拠の一つの基になった食数ということでよろしいのかと聞いている。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ありませんでした。今議員がおっしゃったとおりだと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうしますと、生徒とそれから先生方の数を合わせたのが食数だということで、それぞれ必要面積の根拠の一つとしたということでした。

そうしましたら、9月議会で補正予算を組まれて、センター調理の整備事業の計画が、計画というか、委託事業ということで食数が出ました。

食数、出ましたね。あれも生徒の数と先生方の数ということでした。それは間違いないですか。食数ということについては。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 はい。間違いないところがあります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） センターを造るに当たっての食数について、当初教育委員会の協議会の資料には2,800食とありました。それを9月の議会では2,300食に訂正したわけです。修正したわけです。その理由というのは、これまでは調理量で計算していたと。つまり、小学校の調理数を1とした場合に、その1.3倍が中学校の調理量だと。調理量で様々計算していたということで、実数に合わせなければならない正確な面積を出すと、正確さを期さなければならないので、児童、生徒の数、プラス、教職員の数に食数を訂正したと。そして、2,300食にしたとありました。自校調理方式の調理室を、必要面積を算定するときに、教育委員会は調理量で算定していませんでしたか、食数でなくて。調理量で算定していませんでしたか。最初お考えだった、センターの2,800食と同じ基準の調理量で積算していませんでしたか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 はい。今議員おっしゃったとおり、2,800食の根拠につきましては、中学校の生徒数と教職員数を足して、いわゆる調理量、1食当たりの調理量が小学校の給食の1.3倍相当ということで、それを換算し、食数としていたものでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうしますと、調理量で計算していたということですね、今の答弁は。では、もう一つ聞きます。（仮称）東中学校の面積を出すときに、食数については、令和11年の一中、五中、七中が統合したときの食数616で計算していましたか。あっ、すみません、間違えま

した。まず、調理量で計算したということは間違いないですね。センターの2,800食と同じように。もう1回。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 550平方メートルと、（仮称）東中学校の今、例を挙げられましたが、550平方メートルを計算した際については、616という（仮称）東中学校の生徒、教職員、この人数でもって業者にお示しし、さらに先ほど議員からお話がありましたように、食缶の数等をお示ししながら、敷地面積を出していただいたという経過になります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうしますと、センターのほうはなぜ調理量で業者に協力を願って、事業費などを算出したと。一方で、自校方式のほうは食数で算出したと。なぜ食数と調理量、別々に使い分けて算出したのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 まず、自校方式の場合は、（仮称）東中学校、それから（仮称）北中学校、（仮称）南西中学校と3つの統合中学校、最終的になるわけですが、先ほど申し上げたとおり、生徒数と教職員数を加算した、いわゆる人数、食数でもって出させていただいたということでありまして、共同調理場につきましては、あくまでもいわゆる小学校のバックアップ機能ということでは検証の中で申し上げましたが、それを含んだわけではございませんけれども、2,800食、いわゆる先ほど申し上げた計算式によって出させていただいた数で、おおよその面積等について出させていただいたという経緯でございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 食数は面積算出の大きな要因になるわけです。それで、事業費も比較されたものがあったわけです、自校方式の場合、これだけかかる、それからセンター方式の場合これだけかかると。それにも関わってくるわけです、

食数は。それが、自校方式の場合は、判然としませんけれども、今のやり取りで、生徒の数と教職員の数、合わせたものを食数として自校方式の場合に計算した。それから、センターの場合は、それに1.3倍掛けた調理量で計算したということですか。もう1回確認します。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 はい。計算としてはそのとおりになります。ただ、面積につきましては、以前から申し上げているとおり、厨房機器メーカーの協力を得ながら、大まかな数字として大体どれぐらいの面積が必要かというところについて、参考までに出していただいた数字ですので、それは御理解いただきたいと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 食数は、事業費を試算するときの大きな目安になるわけです。それで、自校方式の場合は食数、それからセンター方式の場合は食数の1.3倍の調理量で算出したと。それで比較して、どちらの事業費が高いか、低いかわかるという判断はできないのではないですか。食数は食数、同じ基準で計算しなければなりません。どちらかに合わせる必要があるのではないですか。今回、センターの委託事業の中では、調理量2,800食から2,300食に修正したと。だったら、自校方式の面積を試算するときには、食数である必要がありませんか。あなたたち、食数で計算したのではないですか、自校方式の、食数というか、すみません、調理量で。センターで計算したときに使った調理量、それからその調理量を自校方式の算定のときにも使ったのではないですか。だから、もう1回確認したいのです。（仮称）東中学校の面積を出すときに使った食数というのは幾らなのですか。調理量なのですか、食数というか、生徒と先生方の数を合わせた食数なのですか。どちらなのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 再度、その計算方法につ

いては、確認させていただきたいと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） いや、もし調理量で自校方式のほうを計算したとなると、（仮称）東中学校の場合、本来616食で計算しなければならないところを、801食、もしくは令和11年度に一中、五中、七中、3校が統合したときの965食で計算した可能性がある。（仮称）北中学校についても、食数578だけれども、調理量で計算したとすると752で計算したことになる。かなりの差が出ますね。だから、ここをはっきりしなければならないと思います。それを後でお答えください。

もう一つ、次に、550平方メートルなり470平方メートルというのは、いわゆる給食室の全体の調理スペースだけだと。その他の更衣室などの附帯施設はもっとかかるのだと答弁されています。普通だったら、延べ床面積、全体の面積幾らかと試算するのではないですか。何でわざわざ調理スペースだけの面積を試算したのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 まず、1点目の御質問ですが、大変申し訳ございませんでした。今確認が取れましたので、答弁させていただきます。

数字的には、自校式の3つの中学校に建設する調理施設の共同調理場、いわゆる給食センターについても、同じ中学校、中学生に供する給食ということで、調理数量、いわゆる生徒数と職員数の合計の人数に1.3を掛けた数字で、同じ基準で面積は試算しているということであります。

あと、2つ目の……（「何で調理スペースだけ出したのですか。延べ床面積全体を出さずに」の声あり）あくまでも厨房の業者をお願いしたという観点から、釜の数でありましたり、様々な調理器具の配置をするには、いわゆる調理スペースとしてどの程度の面積が必要かというところでお尋ねし、先ほど申し上げたような、材料、数字を差し上げた上で出していただいたという経緯であります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 自校方式の場合も、調理量で計算したとおっしゃいました、調理量で、自校方式についても。センター方式の場合は、今回は修正して、食数に直して試算しますということになったわけですね。だから、調理量でいったら、例えば（仮称）東中学校は令和8年度の3校が一緒になった場合として、965、2校ですね、すみません、令和8年度。2校が統合した場合801ですよね。でも、実際の食数は616、かなりの差が出ているわけです。これは必要な面積に反映するのではないですか。だとすると、550平方メートル必要だと。調理スペースだけです。そこからは、かなり面積は狭くというか、もう少し小さいスペースになりませんか。数値が落ちていくのではないですか。そう思わざるを得ませんけれども、そういうこととでよろしいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今の議員のお話は、確かに計算上は、人数、食数でもって面積を出しているという根拠でありますので、当然ながら1.3を掛ける前の人数で面積を計算すれば、より少ない面積にはなると思います。ただ、550平方メートルという数字にとらわれていると思いますが、以前から申し上げていたとおり、中学校、最終的には3つになるわけですが、いずれの学校についても、特に既存の一中、四中につきましては、（仮称）南西中学校もそうですが、統合によりまして生徒の数が増えます。当然ながら保護者の数も増えます。教職員の数も増えます。そういう中であって、新たに統合によるスクールバス関連等の設備、施設も必要になってまいります。そうしますと、必ず給食棟を建てれば、さらに学校教育をしている施設、これについて、それによって子供たちが活動できるスペースが削られるということになります。教育委員会としては、それはすべきではない。そして、そうやって削られることについては、生徒自身が望むものではありません

し、指導を行う教職員も望んでいないと考えております。そういう精いっぱい、部活動、授業、そういった活動ができる環境を整えることが私どもの責務と考えておりますので、そのような形で共同調理方式を採用させていただいて、自校の給食棟については設置しないという方針に至ったということで、まずは御理解いただきたいと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 調理量で計算した場合は、食数で計算したより1.3倍増えると。食数で計算すべきだと思うのですよね、今回センターの場合のように修正したわけだから。そうすると、調理スペースだけでの数字を出していますけれども、それだって1.3倍で割り返して、7割ぐらいになるのではないですか、恐らく。

それともう一つ、先ほど申し上げましたように、調理スペースだけ面積を出してもらったというのは、いかにもおかしい話だと思います。普通だったら、どれだけ面積が必要かということで、延べ床面積、全体の面積を出してもらう。あるいは、厨房メーカーが出せないのだったら、参考にしながらも、教育委員会独自でその面積を出して、調理室を建てるにはこれだけ必要なのですという数字を出さなければならないのではないですか。それを、調理室だけ出したというのは、どう見ても私はおかしい話だと思います。だって、調理室だけで給食できるはずないですもの。附帯施設を含めて、全体として給食室というのはあるわけでしょう。

そうしましたら、今いろいろおっしゃいましたので、上郷小学校の390平方メートルの給食室、これはハサップ対応していると。300平方メートルが調理スペース、残りの90平方メートルがその他の施設、全体として390平方メートルということです。

なぜ上郷小学校が、教育長も言ったように広いスペースになっているのかという話ですけれど

も、親子給食を始めるときに、上郷小学校の建て替えがあったので、給食室も建て替えました。新しく造った給食室で親子給食を始めたわけです。そのときの資料があるわけです。なぜ390平方メートルにしたかという、それは平成19年9月26日の教育委員会の会議の資料があります。これで必要面積、上郷小学校の建て替え後の給食室の、400平方メートルとなっています。390平方メートルですから、大体400平方メートルというのは間違いないと思います。食数といいますと、上郷小学校とそれから七中の食数を合わせた数字、つまり親子給食の食数なのです。つまり、555食を調理能力として確保できる調理室だから、390平方メートルものハサップ対応ということもありますけれども、広さになっているわけです。

今回、（仮称）北中学校、統合時の食数は588食です。そうしますと、上郷小学校で親子給食を始めたときの食数は555食ですから、ほぼ同じです。そうなりますと、（仮称）北中学校での給食室の必要面積というのは、全体として390平方メートル、調理スペースだけで300平方メートルで間に合うのではないですか。平成23年に始まった七中の親子給食ですから、若干古い資料かもしれませんが、平成19年の教育委員会資料ですから。参考にしても、大体こんな感じで調理室のスペースは、あればできるのではないかと私は思います。（仮称）北中学校で。

それで、9月定例会の予算委員会でもいろいろ紹介させていただきました。川崎市の場合と、さいたま市の場合、それで川崎市の中野島中学校、繰り返しになりますけれども、調理スペースだけ、これは225平方メートル、これは2階建てになっていますから、敷地面積がこれだけしか要らないわけです。これで、令和3年5月1日現在で691食を作っているわけです。調理能力が1,000食。

それから、犬蔵中学校というところでは、247平方メートル、これは実績として令和3年5月1日581食、調理能力700食です。それで、これはレ

アウト図も見させていただきましたけれども、ハサップ対応もしています。そういう調理室。

米沢市で（仮称）北中学校なり、それから（仮称）東中学校で、これで建てたら、私は十分建てられるスペースが出てくると思うのです。

それで、今部長がおっしゃったスペースの問題、議長の許可をいただきまして、資料としてサイドブックスに上げておきましたので、お聞きしていきます。

まず、第四中学校の網かけの資料ですけれども、ここでまずお聞きしたいのは、スクールバスの駐車場回転スペースと斜線を引いています。スクールバスは何台必要で、必要面積は何平方メートルですか。それから、職員来客駐車場とあります。ここは、それぞれ職員来客駐車場、台数何台で必要スペースは何平方メートルと見込んでいるのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ございません。職員の駐車場の駐車台数までは確認しておりませんので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

なお、面積につきましては、今議員図面お示しになりましたけれども、教育委員に対し、方針等を検討するに当たって、我々事務局からおおよそこの辺にこれぐらいのエリアで確保しなければいけないという位置をお示しした図面でございますので、具体的な、例えば旋回、駐車等の面積について、数字を押さえたものではありません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 図面の斜線について、斜線の面積を聞いているわけではありません。スクールバスの駐車場、このスペースは何平方メートルですかと聞いているのです。それから、来客用の駐車場のスペースは何平方メートルと聞いているのですかと聞いているのです。今すぐ数字がないとしたら、そういう数字を出して、それでこの駐車場全体の面積は幾らかというのを出して差し引き、残った面積は給食調理室は建てられる

面積ではないと判断したということです。そういうことでよろしいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほどの質問でありますけれども、統合後の駐車場の駐車台数につきましては、これからスペース等の精査も進めてまいりますので、現在のところ、台数については押さえていないというところであります。

あと、2番目の質問でございますが、例えば学校敷地全体から校舎の面積、屋内運動場の面積、あるいは先ほど議員がおっしゃった駐車場の面積を差し引いて、これぐらいのスペースがあるので、果たしてここに給食調理場を建てることのできるのかという考え方はしておりません。あくまでも学校敷地内において、先ほど繰り返し申し上げましたが、子供たちの教育環境、それを最大限に確保するというのが我々の責務と考えておりますので、550平方メートル、470平方メートルといったおおよその調理場の面積をお示しはしましたけれども、これに限らず、より少ない面積でも、もう建てるスペースはないと判断しておりますので、決して総敷地面積から引き算をしていて、遊休地があるかどうかということについて、その面積と調理場の面積を比較して、建てられないという判断をしたわけではございません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） それは理解し難いではないですか。説得力がないのではないですか。例えば第四中学校の校舎の北側のスペースに建てましよう、建てるならここだと教育委員会の考え方はなっているわけですね、協議会の資料の中には。全体がこのぐらいの面積がありますと。そして、スクールバスの駐車場、回転スペースがこのぐらい必要だと。職員と来客の駐車場は、統合したときにこれだけ必要だと押さえていって、それで残ったスペースはこれだけある、あるいはこれだけしかない。それで、試算をしている470平方メートルの調理場を建てるスペースがある、な

いと判断するのではないですか、普通は。そういう具体的な数字も出していらっしゃるのですか。出しているのか、出していないのか、お答えいただけますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど教育長の答弁でもさせていただいたとおり、そういった計算はしていません。あくまでも現在の学校施設、子供たちが活動する面積、エリア、それを削ることはできない。調理場は建設すべきではない。学習環境を守っていく必要があるという観点から、建設はできないという判断をしたところです。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） では、四中の場合は用地の北側で子供たちの学習環境を守ることですけれども、そのためにここに建てられないというのですけれども、教育環境にどう影響が出てくるのですか。北側の駐車場に建てる、建てないということについては。スクールバスの駐車場、それから職員の駐車場、あるいは雪の問題とあるわけでしょう。問題になるとしたら、スクールバスの乗り降りの際の安全確保という話ですよね。それだけです、学習環境は関係ないのではないですか、それは。だから、一中の場合も、そうしますとスクールバスの駐車台数、回転スペースの面積も出していないと。それから、職員、来客用の駐車場の必要面積も出していないということですね。どうなのでしょう。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 バスの駐車につきまして、ぜひ今の二中を見ていただくと分かるように……（「いや、数字を出しているのか、出していないのかとお聞きしているのですけれども、数字」の声あり）バスはそこに止まるわけ、止めておくわけです。ですから、バスが来て、子供たちが乗り降りするのではなくて、安全を確保するためにスクールバスはそこに止めてという駐車をするスペース、そしてそこに入ってくる。そういつ

たことが必要なので……（「だから、その面積を出していますか」の声あり）そこを考えていただければ御理解いただけると私は思いますが、いかがですか。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 私がお聞きしているのは、スクールバスの駐車場、回転スペース、それから来客用の駐車場、職員の駐車場、スペースがどれだけ必要かとそちらで見ているのかと聞いているのです。そういう数字は出していないということですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほども答弁させていただきましたが、議員お示しの図面、教育委員会で作った検討資料ではありますけれども、面積は出しておりません。大まかなエリアとしてお示したということでもあります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 数字を出さなくて、それで550平方メートルとか470平方メートルの調理室を造れないという話は、どう考えても納得できないではないですか、それは。これだけのスペースの中に収めるには、これだけの様々必要な面積、取らなければならない面積がありますというのがあって、初めてこれは取れる、取れない、調理室を造る、造れない、そういう判断をするのではないですか、普通は。まあ、それはしていないということが分かりました。

それで、話は戻りますけれども、調理室の面積をそれぞれ（仮称）東中学校が550平方メートル、（仮称）北中学校470平方メートルと出したと。一体全体、調理場全体の面積というのは幾らになるのですか。それも出していないのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 自校調理方式についても、センター方式もそうですが、どの程度の施設にするかということについて、しっかりと方針を定めて詰めていかないと、きちんとした面積は出ない

と思っておりますので、附帯施設についてどの程度整備するか、それについての方針を定めてからと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） センターの必要面積ではなくて、自校調理方式の、（仮称）東中学校の550平方メートルの調理スペース、そこはお出しになったけれども、全体の事務室なんかを含めて、その面積というのは出していないということですか、必要な面積。さっきから申し上げていますが、調理場建設に必要な面積、それは単なる調理スペースだけではなくて、附帯施設も含めて全体の面積がどれだけということが分からなければ、判断できないと思います。

それで、私は何で調理スペースしか試算を出さないのかと聞きましたけれども、それで十分だという御答弁だったと思います。全体の延べ床面積が幾らかということも出していないのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 全体というのは、調理スペースのほかに、例えば更衣室でありましたり、控室とか、そういったトイレとかですね。それについては出しておりません。あくまでも厨房機器メーカーにお願いして出したのは、調理スペースということで、先ほど来議員からも、私からも申し上げている数字ということになります。その数字の面積すら確保できないということで判断したところであります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 普通一般的に考えれば、平屋で調理室を造るとおっしゃっていたわけです。だとしたら、全体の面積を出すというのが当たり前ではないですか。調理室の面積だけ出して、これさえ取れないのだから、全体の面積は取れないという話はおかしな話だと思います。

それから校舎の北側、（仮称）北中学校であれば、全体の面積でそれぞれ職員、それからスクールバスの駐車必要面積、これも割り出していなく

て、それで給食室を建てる面積を取れないとおっしゃいます。それも何か納得できない話ではないですか。理解できません。そんなので市民の皆さん方に説明しているのですか。もう1回お答えいただけますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 私が先ほど来申し上げてきた答弁の内容で市民の方々には説明しているところであります。

○相田克平議長 以上で10番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休 憩

~~~~~  
午後 3時29分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、公共施設等総合管理計画の進捗管理をどのように行っているか外2点、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの太田克典です。

師走に入って何かとお忙しいところ、また寒いところ、傍聴においでくださいました皆さんに、まずもって心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来、18回目の一般質問となります。今回は3項目を取り上げました。

1点目は公共施設等総合管理計画の進捗管理をどのように行っているのかについてお聞きします。

傍聴においでいただいた皆さん、そして市民の皆さんは、この公共施設等総合管理計画というものをご存じでしょうか。これは、読んで字のごとく、米沢市の公共施設全般を総合的に管理するた

めの計画であり、公共施設等と等がつくのは、建物だけではなくて、道路や橋、公園、上下水道の施設や水道管、下水道管など、米沢市が所有する建築物や工作物を含んでいることを意味しています。

計画の内容は、これまで建設されてきた公共施設等について、一斉に更新や大規模改修の時期を迎えるため、今後そのための財源確保が課題となること。しかし、人口減少や少子高齢化の進展により、税収の減少や社会保障費の増加が見込まれるため、その財源の確保が困難になることが予測されることから、公共施設等のうち、いわゆる箱物と言われる建物系施設の延べ床面積を、今後20年後までに20%削減しようとするものです。策定されたのは4年前の平成29年3月です。

計画では、さらにこの目標を実現していくために、全庁的な推進体制として、米沢市公共施設等総合管理庁内検討委員会を組織し、公共施設等の面積縮減目標や維持管理負担額の削減等のフォローアップを毎年行うとともに、統廃合や複合化に関する方針決定及び維持管理コスト状況を管理することとされています。委員長は副市長とお聞きしています。

さて、米沢市は今般、中学校に学校給食を提供するために、新たに給食センターを建設する方針を打ち出しました。これは、建物系施設の延べ床面積を、20年後までに20%削減するという目標を掲げると同時に、原則として建物系施設の新規建設は行わないとした公共施設等総合管理計画の基本原則に反するものとなっています。

そこで伺います。今後、新たな施設として建設が予定される学校給食共同調理場（給食センター）について、新たに建設されるということがどのように検討され決定されたか。また、将来にわたる施設の維持管理費用をどのように見ているのかお答えください。

2点目は、本市における再生可能エネルギーを利用した発電施設について、現状はどうなってい

るか。また、今後の展開をどのように考え、果たすべき市の役割をどう考えているか、お聞きします。

世界的な気候変動の元凶となっている温室効果ガスの削減が待ったなしとなっている状況の中で、再生可能エネルギーを利用した発電施設の必要性がますます大きくなってきています。

そこで、まず本市では現在、再生可能エネルギーを利用した発電施設がどの程度建設され、どの程度稼働しているかお知らせください。

再生可能エネルギーを最大限利用し、CO₂などの温室効果ガスを極力削減していくこと、これまでのエネルギー政策の転換を図ることが地球環境をこれ以上悪化させないために重要であると考えますが、一方で太陽光パネルなどの施設を設置することについて、地元住民とのトラブルや環境・景観を壊すという懸念も広がっているとの新聞報道があり、実際にこれ以上太陽光発電、太陽光パネルは要らないという本市市民の声も耳にします。

そこで、こうした声もある中で、今後施設の拡大をどう図っていくか、そのために市としてどのような役割を担っていこうとしているか、お示しください。

3点目は、人口減少・高齢化が進む中で、除雪に関する市民の意見、要望をどのように反映させていくかについて伺います。

市街地でも雪の積もる季節となり、この冬の積雪量と除雪体制への関心が高まってきています。除雪に関しては、毎年様々な不安の声や要望が寄せられることと思いますが、まず初めに、市民からの不安の声や要望に対してどのように答え、反映させているか伺います。

次に、これまでも要望や課題として取り上げられてきましたが、市街地に増えてきている個人が所有する空き地を、道路を除雪する際の雪捨て場として利用するようにできないか。その実現に向けて、市として果たすことができる役割があるの

ではないかと思いますが、改めて市の考えをお聞きします。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の公共施設等総合管理計画の進捗管理をどのように行っているかのうち、公共施設等総合管理計画の目的と計画の進捗管理のほか、公共施設等総合管理庁内検討委員会での検討状況や、将来にわたる施設の維持管理費用の見通しについてお答えいたします。

学校給食共同調理場に関する個別の事項については教育長が答弁いたします。

また、2の（1）本市における再生可能エネルギーを利用した発電施設の建設稼働状況についてもお答えいたします。

初めに、公共施設等総合管理計画の目的と計画の進捗管理について御説明いたします。

国は、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることを踏まえ、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、この動きと歩調を合わせ、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう、平成26年に全国の地方公共団体に要請を行いました。

本市においても、昭和40年代の高度経済成長期に建設された公共施設が、築後60年の更新時期を迎えるとともに、昭和60年代から平成初期のいわゆるバブル期前後に建設された公共施設が築後30年の大規模改造時期を迎えることとなり、公共施設の維持、更新等の財源確保が困難になることが予想されておりました。

こうしたことを踏まえ、本市では市が保有している全ての公共施設等について、総合的な視点から現状を把握、分析し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うとともに、財政負担の軽減・平準化を図り、持続可能な行政経営を推進することを目的として、平成29年

3月に公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

計画期間は令和17年度までの20年間で、公共施設等の管理に関する基本原則として、1、公共施設等の保有総量の適正化、2、維持管理・運営効率の向上、3、安全、安心で快適な利用環境の確保の3項目を定め、特に1番目の項目では建物系施設の延べ床面積の保有総量を20%削減することなどを目標に掲げ、取組を進めております。

また、今年6月には一つ一つの公共施設等の基本方針を定める個別施設計画を策定し、学校施設長寿命化計画や公営住宅長寿命化計画とともに、計画的に公共施設等の保有総量の適正化を目指しているところであります。

公共施設等総合管理計画の進捗管理を行う機関としては、副市長を委員長に、部長級職員で構成する公共施設等総合管理庁内検討委員会——以下、庁内検討委員会と申し上げます——を設置しております。年度末に当該年度の面積や維持管理負担額の削減状況を確認しているほか、今後の公共施設の整備に関する方向性を協議しております。また、外部の有識者等で構成されている米沢市行政経営市民会議にも計画の進捗状況等を報告し、御意見をいただきながら計画を推進しております。

次に、庁内検討委員会における学校給食共同調理場の検討内容について御説明いたします。

庁内検討委員会では、具体的に新設や建て替え、大規模改修、廃止などを進める施設の整備内容等について、各施設所管課において精査したものを議題とし、協議を行い方向性を決定しております。

学校給食共同調理場につきましては、本年5月に開催した庁内検討委員会において、教育委員会から議題として提出され、学校給食基本方針案と中学校に係る給食提供方式別の比較を基に、今後の方針を協議しております。

なお、総論として申し上げますと、先ほど御説明した公共施設等総合管理計画の基本原則の1

番目、公共施設等の保有総量の適正化では、延べ床面積の保有総量の20%削減とともに、原則として建物系施設の新規建設は行わないとしておりますが、時代の変化に合わせ、必要な公共施設等の新設は当然あるものと考えておりますので、新設の公共施設等の面積を含めて、保有総量の20%削減を目標としているものであります。

次に、(2)の将来にわたる施設の維持管理費用をどのように見ているかについてお答えいたします。

公共施設等総合管理計画では、20年間で維持管理負担額の10%削減を目指すとしております。保有総量20%削減の目標との関係としては、維持管理負担額は固定経費等があるため、施設面積の縮減量と同等の減少率を見込むことが難しいことから、面積縮減量の半分を維持管理負担額の縮減額と見込み、保有総量20%削減に対して、維持管理負担額は10%削減を目指すとして設定したものであります。

公共施設の維持管理負担額については、今後個別施設計画や学校施設長寿命化計画、公営住宅長寿命化計画の方向に沿って、建物系施設の保有総量の適正化を図ることで延べ床面積を減少させ、それに伴い維持管理負担額を減少させることを見込んでおります。

学校給食共同調理場による維持管理負担額の増額につきましては、庁内検討委員会において毎年度の維持管理負担額の検証を継続していく中で、目標に対する進捗管理を進めていきたいと考えております。

次に、2の本市における再生可能エネルギーを利用した発電施設の現状に関する御質問のうち、(1)の本市における建設、稼働の状況についてお答えいたします。

国では、固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備について、導入状況などを市町村別に公表しており、本市では令和3年3月末時点で発電設備の合計件数は1,177件、うち稼働し

ている設備は1,142件となっております。

稼働している設備1,142件の内訳とその発電容量を見ると、太陽光発電が1,134件で約3万2,000キロワット、風力発電が2件で約7,000キロワット、中小水力発電が4件で約2,000キロワット、バイオマス発電が2件で約7,000キロワット、合計の発電容量は約4万8,000キロワットとなっております。

午前中の質疑で市長が申し上げました先週土曜日のゼロカーボンシティ推進シンポジウムを私も聴講いたしました。講師の東北芸術工科大学の三浦教授からは、現在計画されている再生可能エネルギーも稼働すれば、本市の一般家庭の使用電力を賄えるぐらいの発電容量があるとお話しされていたところでございます。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1の公共施設等総合管理計画の進捗管理をどのように行っているかの（1）今後新たな建設が予定される学校給食共同調理場について、新たに建設されることがどのように検討され、決定されたのかのうち、学校給食共同調理場の新設と、公共施設等の管理に関する基本原則との整合性についての御質問にお答えいたします。

本市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本原則には、建物系施設は今後20年間に延べ床面積の保有総量を20%削減することを目標に掲げ取り組みますと明記されています。

今般の学校給食共同調理場の整備に当たり、教育委員会としては、この計画における基本原則との整合性について慎重に検討したところです。

現在、親子調理方式により、小学校施設内にある給食調理施設で調理している中学校向け給食を、小学校施設以外の施設で調理することに変更しようとした場合、当然調理のための施設を新たに整備することが必要になります。この場合、各

中学校施設内に調理場を個別に整備する方法と、各中学校の給食調理施設を集約化し、1か所に整備する方法の2つの方法を想定したところです。その際、どちらの方法を採用しても、中学校向けの給食調理を行うという目的と、機能を持った調理施設を新たに整備しなければならないという事情に差異はなく、さきの公共施設等の管理に関する基本原則に掲げる、建物系施設は今後20年間に延べ床面積の保有総量を20%削減することを目標に掲げ取り組みますとの整合性が問題になるのではないかと考えました。

そこで、米沢市公共施設等総合管理計画の基本原則の考え方に基づき、中学校向けの給食を調理するという機能は、現時点において小学校施設において担っているものであり、また当該中学校向け給食の調理機能を再構築するに当たり、小学校以外にその機能を移転するものであることから、特定の施設が有する機能の一部を移転する、いわば施設機能の更新の一形態と考えたところです。よって、中学校向け給食調理施設の整備については、同計画の基本原則に反するものではないとの結論に至りました。

なお、施設機能の更新を行う場合には、公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する実施方針に掲げる公共施設の更新時期における視点を踏まえ、集約化を図ることが適当であるとの考えから、中学校向け給食調理施設の整備に当たっては、共同調理方式により整備することとしたところです。

この方針の決定に当たっては、当然のことながら米沢市公共施設等総合管理計画を統括する市長部局との調整及び確認を経て行ったものです。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 私からは、2の（2）今後再生可能エネルギーを利用した発電施設の拡大をどう図っていくか、そのために市としてどの

ような役割を担っていこうとしているかとの御質問にお答えいたします。

初めに、再生可能エネルギー発電施設の設置を拡大していく必要があるのではないかとありますが、本市といたしましても設置を拡大していく必要があると考えております。

本市は、令和元年9月に策定した地球温暖化対策実行計画区域施策編において、本市域における温室効果ガスの削減を図るための施策の3つの柱として、1つ目に低炭素・循環型社会の構築、2つ目に再生可能エネルギーの導入、3つ目に森林等の吸収源対策を掲げてまいりました。

さらにその後、令和2年10月のゼロカーボンシティ宣言を契機として、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、二酸化炭素の排出量と森林等の吸収による除去量の均衡を図るべく、その量をより詳細に推計していくことが求められていることから、さきの9月定例会で補正予算の議決をいただき、現在再生可能エネルギー導入目標策定基礎調査業務を進めているところです。この取組を令和4年度にも継続して行い、再生可能エネルギー導入目標を策定してまいります。その後、地球温暖化対策実行計画の見直しに着手し、ゼロカーボンに向けた本市域の再生可能エネルギーの導入に努めてまいりたいと考えております。

また、再生可能エネルギーの導入に当たっては、発電施設が設置される地域住民の安全・安心を確保し、発電事業者と合意形成が構築されることはもちろん、地域で独立した地産地消型のエネルギー利用を進めることで、地域外へのお金の流出を抑え、地域の利益の向上、メリットにつながり、さらに系統電力に依存しない災害に強い強靱な地域づくりに寄与することなどが重要であり、そのために必要な役割を市として果たしていかなければならないと考えているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、3の人口減少・高齢化が進む中で、除雪に関する市民の意見、要望をどのように反映していくかについてお答えいたします。

初めに、(1)の除雪に関する市民からの不安の声や要望に対して、どのように応え反映していくかについてであります。市民に対しての米沢市除雪計画の内容及び除雪に関しての不安や要望などの問合せ先などの周知につきましては、各コミュニティセンターからの要望により、地区説明会を開催したり、市報やホームページで周知を図っているところで、令和2年度の除雪に関する問合せ件数は、大雪の影響もあって、各地区コミュニティセンターからの情報提供を含めると、約1,400件ほどあり、必要により道路パトロールで現地確認を行いながら、1件1件対応しているところであります。

市民からの主な問合せの内容は、多い順から、ざけ取り、圧雪取り、交差点処理等の除雪依頼が326件、押し雪についての要望が319件、除雪が悪かった、除雪車が来ないといったものが235件、除雪車による物損報告が184件などとなっており、市民が抱える不安や要望などに対しては、市民に寄り添いながら丁寧に聞き取って対応しているところであります。

今後は、地区説明会に参加できない市民に対しても、コミセンだよりに掲載していただくなど、また町内会に除雪計画書の各戸回覧をお願いするなど周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の個人所有の空き地を除雪に利用するための課題はどう考えているかについてですが、個人が所有する空き地等については、市道除雪の押し雪場として利用している町内が多くあるところですが、その場合は町内で空き地の土地所有者と交渉し、厚意や善意といった協力の上に成り立って、押し雪場として利用している状況

で、押し雪場が押し雪でいっぱいになれば、次の除雪に備えて排雪が必要になりますし、春になれば押し雪を片づけるために排雪や雪散らしをしたり、ごみや砂利を拾うなどきれいな状態で土地所有者に返している町内もあるようです。

このような押し雪場の排雪作業につきましては、運搬に要する費用、ダンプトラック代を町内が負担し、それ以外の費用、重機代は米沢市が負担するといった本市の助成制度を活用いただいておりますが、制度の利用には町内による除排雪協力会の組織化が必要となっており、令和2年度現在の除排雪協力会数は484団体となっているところであります。

この除排雪協力会につきましては、本市の米沢市雪対策総合計画の中で大きな施策の一つ、市民協働による雪処理体制づくりとして、克雪対策の大きな力となっております。これまで実施してきた各コミュニティセンターでの地区説明会においても、除排雪協力会の組織づくりと排雪作業の町内負担についても理解をいただいているものと認識しております。

市といたしましても、さらなる除排雪協力会の組織拡大は、空き地を除雪に利用するための課題解決策の一つと捉え、取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） まず、御答弁ありがとうございました。順次質問させていただきます。

まず、1項目めでございますけれども、公共施設等総合管理計画、この目的については詳しく御説明いただきましたので、市民の皆さんも一定程度理解できたのではないかと思います。端的に申し上げますと、このまま現存する公共施設等を維持していくためには、財源が将来的に不足すると。あるいは、将来更新のための財源が確保できない。そういったことが背景にあるのだと理解するわけですが、それで間違いないですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 そのとおりでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 将来にわたっての費用負担という観点で、私はこういう関連を持ってきたというのが非常に画期的なことだと思います。これまでは公共施設といいますと、建設して終わりということが間々あったわけですが、それに加えて、維持管理費用、あるいは将来の建て替え費用、こういったものも考慮していく、考慮せざるを得なくなったというのが実情かもしれませんけれども、そういったことから、公共施設等総合管理計画においては、ネットコストという概念が数字的に上がっています。これは施設維持管理費、事業運営費、減価償却の金額、こういったものが挙がっているわけですが、そのようなことで間違いないですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員お述べのとおり、ネットコストとして毎年初期のイニシャル費用を減価償却費という形で後年度に分割した場合に、毎年どのくらいお金がかかっていくのかというところを表しているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 施設について、そういった考えが非常に重要だと。それが、この公共施設等総合管理計画の肝といいますか、大変重要なところだろうと思います。

先ほど私も演壇から申し上げましたが、目標値としては今後20年間で延べ床面積——建物系施設についてですけれども、20年間で20%削減ということですが、実はこれもっと大きな目標が大本にありまして、今後40年間で床面積の60%程度を削減する必要があるのだということが書かれております。ですけれども、当面は20年後に20%の削減が当面の目標だということによろしかったでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 40年後までに40%削減するという大きなところがあって、当面としておっしゃるとおり、20年間で20%削減ということであったと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 11ページ、今後40年間で床面積の60%程度を削減する必要がありますと述べられています。

しかし、保有総量を削減した場合、維持管理負担額の軽減も図られるものと予想されるということから、先ほどの目標が出たということだろうと思います。それでよろしいですね。

それで、基本原則を述べられましたけれども、その削減目標、それも基本原則の1番に書かれているところですが、2番については先ほど言ったように、建物系施設の新規建設は行わないこととするということがあります。学校給食のセンター、これを考えるときに、教育長の答弁では自校方式、センター方式、どちらも新規に建設するものだということで、その点は変わらないのだというお話があったと思います。

それを検討していく上で、公共施設等総合管理計画の視点から考えれば、将来の維持管理コスト、あるいは建設費、そういったものが一体どうなっていくのだということが、公共施設等総合管理計画の視点から見れば、非常に重要な要素になってくるのだと思いますが、いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 おっしゃるとおり、今年個別施設計画を策定いたしましたので、全ての公共施設の方針が一通り出たわけでございますので、それに沿って今後具体的にどのように面積が削減されていくのかということを把握していくことが重要であると考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 自校方式の給食室、それからセンターとも個別施設計画に載っているのですか。載っていませんね。でも、今回新た

に造ろうとしている。なので、それを検討する際には、公共施設等総合管理計画の先ほどの目的からして、将来の維持管理費がどうなるのか、建設費がどうなるのか、そういう視点が非常に大事だろうとお聞きしているのです。違うのですか、どうですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まだ具体的に共同調理施設のイニシャルコスト、ランニングコストが試算されているわけではございませんので、そういったところが出た段階で改めて全体の整合性を取っていくことが大事だと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ですが、新規に建設するということは、方針として決定したということですね。金額が分からない。そういう中で、センターを建設するという方針を決定した。では、お聞きしますが、将来の金額が改めて算定できたときに、決定そのものを覆す、そういったこともあり得ますか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 それは全体の中で整合性を取った上で調整していくべきものであらうと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 整合性を取った上で、あり得ると私は解釈いたしましたけれども、その庁内検討委員会での検討結果、検討内容、庁内の検討委員会の会議録等を見せていただいております。5月20日に実施された庁内検討委員会で、この給食センターについて検討がなされておったようですが、その中では維持管理費を含めて、金額の話、会議録を見る限り、あるいは資料を見る限り、金額については記載がありません。検討されたのですか。いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まず、先ほどの答弁で、調整をするとは言いましたが、必ずしもそれは共

同調理場を建設するかしないかというところを判断するという事ではないと御理解いただきたいと思います。

また、庁内検討委員会における議論で、金額の記載はないようだがという御質問については、そのようになかったものと私も記憶してございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） そうしますと、先ほど来申し上げていますが、公共施設等総合管理計画の一番肝のところ、将来の維持管理費がどうなるのか、あるいは建設することによってその財源負担、どのぐらいなのか、そういったところが非常に大事なことだというわけですが、今回の方針を決定するに当たっては、そのあたりの金額については検討していない。会議録を見限りでは、そういう金額についての話は出ていない。そういうことでよろしいですね。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 具体的な記載はなかったかと記憶してございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 金額は出ていない。けれども、こういう話が出ております。会議録について、情報公開請求させていただきまして、手元にあります。最後のところに、比較表でコストは記載しなかった、あえてだと思いが、ある委員の発言は、ランニングコストのことも視野にあると思われるので、それについて質問があった場合にどう答えるか準備しておく必要があるのだと。そういう委員の発言があります。ランニングコストについて検討していない、この発言以降も庁内検討委員会で検討していない、そういうことでよろしいですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 庁内検討委員会での議論はなかったものと記憶してございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 基本方針で建物系の公共施設については、原則として新規建設は行わない。公共施設等総合管理計画の最も大事なところ、将来の維持管理費がどうなるのか、建設費がどうなるのか、そういったところをきっちり検討していく。私は、新しい施設を絶対造るなというわけではないですけども、当然新しい施設を建設するに当たっては、およそ慎重になるべきだと。極力慎重に、十分に検討すべきだと思います。委員長の副市長にお伺いしますが、私はそう思いますけれども、委員長としてどうですか。

○相田克平議長 大河原副市長。

○大河原真樹副市長 今議員が申されたような、必要と思われるものについては、やっぱり造っていかねばいけない。やっぱり慎重さも必要ですけども、教育委員会がいろんな課題を考えて、そしてこういう方法があると提示されたものについては、認めていきたいと思っているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） これまでの公共施設の在り方とは違って、維持管理費等々のそういう概念が組み込まれてきた。それは先ほど申し上げたように、私は画期的なことだと思います。

これまでの考えで、何もそういったところ——金額、財源、そういったものを検討しないで進めるとすれば、今までと変わらないわけです。例えば新しい施設を造ったはいいが、維持更新できない。あるいは、ほかの施設の維持更新費用に影響がいく。そういったものも十分考えられるのではないですか。そういったことを考えると、先ほど自校方式とセンター方式、同じだと、新規という意味ではという教育長の話がありましたが、それぞれの維持管理費用、建設費用、そういったものも算定して、比較して、十分検討すべきだと、時間をかけて。それが、公共施設等総合管理計画上の大きな眼目、大事なところなのではないのでしょうか。いかがですか、副市長。

○相田克平議長 大河原副市長。

○大河原真樹副市長 給食センターの提案が教育委員会からありましたときに、老朽化で改修すると給食が止まってしまう、親子方式にすれば中学校も止まってしまう。自校に給食施設を整備する場所がないという様々な理由から、やはりこの方法がいいのであろうと思っているところでございますので、教育委員会が提案したとおりとしたところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 様々な項目については、これまでいろいろ質問、疑問等が上がってきました。ですけれども、今回私が言いたいのは、公共施設等総合管理計画上の視点がどうなっているのですかということです。検討していないではないですか、会議録を見ると。違いますか。それでいいのですか。今回の方針決定については、やっぱりもう一度、あるいは一定程度結論が出た、出そうなときにでもしっかりと検証して、将来の公共施設の在り方、そういったものを見直すべきではないですか。再度伺いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 大河原副市長。

○大河原真樹副市長 今回のセンター化については、教育委員会の提案がすっと腑に落ちるものでございました。そして、何よりも公共施設というのは、合理化という前に、そこに人がいる。人のために何かをやっている。特に子供たちのために何かをやっている。その視点は、ぜひこれからも持ち続けていきたいと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 教育にはお金をかけるべきだと私は思いますが、幾らお金がかかってもやれるのかと、そのこととは別ではないですかね。それはしっかりと比較して、検証して、市民の皆さんに説明して納得していただく。そういったことが必要なだと私は思います。

2項目めに移ります。先ほど数字、件数を挙げ

られましたが、これは一般家庭の屋根に設置されている太陽光パネルも含んでの件数でしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 今の固定価格買取制度を受けたものでございますので、そういった対象になっているものであれば、入っているかと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 聞き取りの際は、どこにどんな施設が設置されているのか、米沢市としては全て把握しているわけではないということをお聞きしています。それで間違いないでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 ただいま申し上げましたように、固定価格買取制度の対象外になっているような施設、自家消費のような施設に関しては把握していないところでありますし、個々の施設についてはリスト化されているものもありますけれども、それはあくまである程度大きい容量のものでございますので、小さなものも含めて、全部のリストがあるわけではございません。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 把握しているか、していないかを心配するのは、先ほど演壇からも申し上げましたが、施設の安全性についてということで新聞記事等があります。太陽光発電については、50キロワットを超えるか超えないかで、保安技士の点検義務が発生する、発生しないということがあって、現実には全国では危険箇所50キロワット未満の太陽光発電パネルが設置されているということが新聞記事に掲載されておりました。

米沢市ではそういった箇所があるのかどうか、全部把握しているわけではないと聞き取りの中でお聞きしましたので、把握し切れていないものがあるのではないかと心配するわけですが、いかがですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 確かにリスト化されているものについては限定的なものということでございます。ですので、全て把握できる状況にはないということでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 屋根に設置されているものはまず置いておいても、地区、地区に設置されているもの、どの地区にどういう再生可能エネルギーを利用した発電施設があるのか、そういったことは市としてもしっかり把握すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 全て把握できる状況かということにつきましては、他市の事例、そういったものも参考にしながら、その把握状況、手法、そういったものについては今後研究させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 今回の聞き取りの際に、全国の導入事例等の新聞記事をお渡ししております。その記事には、例えば災害時無償で電力提供——先ほども答弁ありましたが——そういった事例とか、農地の荒廃地を解消、利益も還元しているという事例。それから、太陽光発電が地域の問題解決に貢献しているのだと、そういったものが掲載されておりました。これをお読みになっていると思いますけれども、お読みになったの感想を端的にお伺いしますがいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 再生可能エネルギーの導入に当たりましては、やはりまず地域に資する取組であるということが必要であると考えております。市民の安全確保は最低限の条件であると考えております。その上で、市民と発電事業者、その合意形成が重要でありまして、その上でエネルギーの地産地消を図って、地域と事業者、双方にとってメリットとなるような、経済、社会、環境のバランスを維持しながら、ゼロカーボンを目指

していくという取組が重要であると感じたところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) ぜひともそういう方向でやっていただきたいわけですが、そうしたことを進めていく上での市の役割です。市職員の役割、私は市民へのアプローチ、それから地域住民と施設導入の業者との橋渡し役といいますか、マッチングといいますか、そういったところを担っていただく、そういったことができるのは、市ではないかと思うわけですが、どのように考えますか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 先ほど1回目の答弁の中では、基礎調査を進めて、今後さらに再生可能エネルギーの導入目標を策定して、温暖化対策実行計画を見直すという進め方を検討しているわけですが、その中で今おっしゃられたような役割、そういったものをどのような形で具体的に果たしていけるかということについても、その中で検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) ぜひ頑張ってくださいと思うわけですが、やっていただく分には、やはり時間もかかるでしょうし、当然マンパワーも必要になってくると考えられるわけですので、ぜひそのマンパワーの状況といいますか、そういったところを実現していただいて、米沢市における再生可能エネルギーの拡大、そういったものに努めていただきたいと思います。

地域の小規模発電を活性化し、積み上げていくことが近道だという御意見もありますし、そうでないと、環境は守られても暮らしは沈滞してしまうという言葉もあるようです。ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

3点目ですが、除雪の問題です。今回、この質問を取り上げさせていただいたのは、実際にある市民の方から私のところに相談がありま

した。そのことを受けてのものでした。その方は、個人として一生懸命といえますか、隣近所にもお話をさせていただいたり、それから近くの駐車場になっている所有者にも、冬期間だけでも除雪のために使わせていただくようなことはできないかと。そういうことをいろいろと自分で動き回られて、いろいろやられたと。ですけれども、なかなかうんと言ってくれないといえますか、がちが明かないということで、どこに話していいかわからないという中で、私のところに連絡が来たという実態があります。この話を受けたときに、私は2つ問題があるというか、気になったことがありました。

1つは、個人で調整するということに限界があるのではないかということです。それで、お伺いしますけれども、例えば空き地を除雪に利用するに当たって、何かしら市の制度としてつくり上げることができないか。例えばですけれども、除雪の押し雪をさせていただいている期間の固定資産税を軽減するとか、そういったことができないか。そのようなことが、短絡的かもしれませんが、考えられることではないかと思いますが、そのあたりの実現可能性というのはいかがでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 雪対策の観点から、減免をやっている自治体もあることは承知しております。ただ、税の減免につきましては、条例やら規則に従いまして、災害を受けた場合、あるいは貧困により公費の補助を受ける場合、公益性がある場合に限定されております。

押し雪場につきましては、除雪に苦慮する住民にとっては必要なものでありまして、一定の公益性があることは理解できますが、その減免の意図するところは、所有者に対する賃貸料であったり、謝礼などの性格であると考えられます。減免制度につきましては、基本的に担税力が減少した者に対して行うものであります。公益上の観点から固

定資産税の減免を行う場合であっても、租税負担の公平の観点から見て、減免を相当とする強い公益性がある場合に限られていることから、減免制度につきましては、賃貸料や謝礼などの代用として活用するものではないと認識しておりますので、現時点では難しいと考えているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） なかなかハードルが高いということが分かりました。

気になった点の2点目は、その方はどこに相談したらいいかわからないということをおっしゃって、近くといえますか、私のところに連絡をくださったということなのですが、このことを考えると、先ほどコミセンを会場にしているいろんな説明会、毎年やられていると思いますが、そのことさえも知らない人がいるのではないかと心配になるわけです。ですので、何かしらそこは先ほども答弁があったかと思いますが、考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、繰り返しになるかもしれませんが、いかがですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 除雪に対する様々な御意見をいただく場合に、どこに相談したらいいかというところかと思います。第一義的には市役所に連絡していただければ、そういう適切な場所に通すわけではありますが、そういった情報もないという市民の方もいらっしゃるかと思います。コミセンを通じたり、民生委員の方に御協力いただいたり、各課いろいろ横断的に考えながら、そういった方にも情報が行くように、これから様々検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 人口減少が続いておりまして、なおかつ高齢化も進んでいるという中で、空き家となる場所も今後ますます増えてくるだろうと思われるわけです。特に町なかでは空き家になっているところは人が住んでいないわけ

ですから、その前の道路は除雪しないわけです。個人が。そういうところがどんどん出てきている。出てくるのではないかということを考えますと、除雪のやり方も今後考えていく、変えていく必要があるのではないかと思うところです。

例えば、押し雪軽減のやり方、それから先ほども申し上げましたけれども、再生可能エネルギーのところでお話ししましたけれども、市民との丁寧な対話、意見を丁寧に吸い上げる、そういったところ、市民と市民の橋渡し役というところが、今後大事になってくるのではないかと思うわけですけれども、繰り返しになりますが、今後除雪のやり方も変えていく必要がある。そのためには、どうしてもマンパワーが必要になってくるということが考えられるわけです。そういったところも含めて、これから本番を迎えますけれども、降雪期に向けて、もう一度御答弁いただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 米沢市民にとって雪対策というのは非常に大きな問題であると捉えているところであります。先ほど議員から御提案がありました除雪のやり方であったり、押し雪軽減の拡大などについても、今後の人口減少社会に対応すべき重要な課題と捉えておりますので、そういった課題につきましても、市民の皆さんに適切に情報提供などできるように、今後とも努めてまいりたいと思います。今冬、万全の体制で臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終

了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時30分 散 会